

平成30年美郷町議会議事録

第2回 定例会 (第3号)

招集年月日	平成30年 6月 7日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成30年 6月 14日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会	平成30年 6月 14日 午後 3時43分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	福島教次郎	○
	副議長 (7)	岩根 和博	○	6	藤原 修治	○
	1	日高 学	○	8	山本 幹雄	○
	2	中原 保彦	○	9	安田 勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根 正一	○
	4	原 克美	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 議員	4番	原 克 美	5番	福島教次郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	景 山 良 材	住民課長	高 橋 武 司
	副 町 長		健康福祉課長	旭 林 修 範
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	烏 田 正 輝
	総務課長	小 田 運 博	建設課長	添 谷 正 夫
	企画財政課長	井 上 陽 生	大和事務所長	大 畠 修 二
	定住推進課長	岡 先 宏 和	教育課長	漆 谷 千 鳥
	出納室長	木 川 士 朗		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆 谷 和 彦 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成30年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第3号)

平成30年 6月14日(木) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により4番・原議員、5番・福島議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

本日は、通告1から通告8までの一般質問を行い、通告9から通告10までは明日15日に行います。通告順に質問を許します。

通告1、10番・篠根議員。

●西嶋議長

10番、篠根議員。

●篠根議員

改めましておはようございます。10番、篠根でございます。一般質問の前でございますが、4月9日未明、島根県西部を襲った地震により、震度5強を観測した大田市を中心に建物やライフラインに甚大な被害を受けたところでございます。被災された皆様方に心の中よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧、復興を願うところでございます。それでは質問に入らせていただきます。1点ほど伺いたいと思います。三江線代替交通の利用状況についてということで質問をさせていただきたいと思います。JR三江線が3月末で廃線となり、代替交通としてバスによる14路線が4月1日より運行を開始され、2カ月が経過したところでございます。島根県の調べによりますと、運行開始の4月1日から20日までの利用状況をまとめて報道をされておりました。利用人数は合計で6610人が利用されたそうです。1路線ごとの運行日、1日当たりの平均利用数は市町をまたぐ幹線で100人を超えた路線があった一方、地域内を走る路線ではゼロとか、1ヶ台もあり、14路線の運行日、1日当たりの平均利用人数は合計で362人になりました。単純に比較はできませんけれども、三江線の廃止問題の影響が出る以前の2015年度の三江線と既存のバス路線9路線を合計した運行日1日当たりの平均人数は346人で、再編前後と大きな変化はなかったようでございます。代替交通になってからの予約型乗合タクシーの利用は大変少なかったようでございます。これまでの三江線は年間を通して定時運行をされていましたが、代替バス運行は日曜、祝日、振替休日、正月は運行されない路線があったり、土日祝日の運行時間の変更や便数が減らされたりと、土日祝日に利用しにくい時刻表になっているのではないかと思います。いかがでしょうか。また、町内利用運賃は200円で利用できるとありますが、町民が200円で乗車する時の手続はどのようにすればよいのか

重ねてお伺いしたいと思います。以上でございます。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

旗根議員、三江線代替交通の利用状況についてのご質問にお答えをいたします。1点目の廃止前への三江線の時刻表と比べ、三江線代替交通は土日祝日に運行時間の変更や便数が減らされ、利用しにくい時刻表になっているのではないかとのお尋ねでございます。三江線代替交通の時刻表につきましては、三江線利用実態に合わせて、平日は通学、通院利用を最優先とし、土日祝日は観光利用に配慮をされております。また、運行本数につきましては、ニーズに見合った利便性の確保と限られた資源、いわゆる乗務員や運行経費の中での持続可能性に配慮をされて運行されているものと認識をしております。これらの理由により、土日祝日につきましては運行時間の変更や、減便となる時刻表となっているものと考えております。三江線代替交通につきましては、2年後の平成32年に見直しを行うこととされておりますがこの見直しに向けて、土日祝日を含めどのような利用ニーズがあるのか、その把握に努め、より利便性が高く持続可能な公共交通となるよう検討してまいりたいと考えております。2点目の町民が200円で、乗車するときの手續につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。以上。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

それでは、私の方から2点目の町内利用運賃200円で乗車する際の手續につきましてお答えをさせていただきます。まず町内を走っております路線バスは、道路運送法第4条の許可を受けて運行している路線と、同じく道路運送法第79条の登録をして運行している路線がございます。4条路線は、いわゆる運送事業者が自ら行う路線で、その中でも大和観光の川本美郷線と布施線、石見交通の粕淵線、備北交通の作木線は距離制の運賃形態を取っております。本町では高齢者等の外出機会の拡大などを支援する目的で、高齢者や障害のある方などを対象に従来から公共交通運賃助成事業を実施しておりますけれども、4月からの代替交通の運行に合わせて利用促進と利用者の負担軽減を図るため、この事業を全町民を対象に拡充して実施をしております。割引券の種類でございますが、中学生以下の方は無料、中学生より上の方は200円で乗れる2種類の割引券がございます。手續でございますが、利用される方は事前に割引券発行の申請をしていただくこととなります。割引券の発効後は、役場定住推進課か、または大和事務所、各交流センターの窓口で取り扱ってございます。利用に当たりましては、事前に乗るバス停と降りるバス停を割引券に記入をしていただきまして、降りるときに、この割引券と中学生より上の方は割引券に200円を添えて支払っていただくということになります。また、79条の町営バス、粕淵竹線は中学生以下の方は無料、中学生より上の方は200円の一定の運賃ということにしておりますので、割引券

は必要ございません。以上でございます。

●西嶋議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

はい、分かりました。今後、運転免許証を自主返納されたり、運転できない人が増えてくるのではないかとということで、代替バスを利用される方が大変多くなってくるのではないかとおられます。現在、自動車の運転免許証更新時に認知機能検査で認知症の恐れがあるという第1分類と判断された75才以上の免許保有者に、医師の診断を義務づけられた改正道交法が昨年の3月に施行されてから1年余りがたちます。全国で210万人が受験をされ、内5万7000人の方が認知症の恐れがあるのではないかと判定され、医師の診断を受けられた内免許の取り消しや停止、行政処分を受けた人は1800人おられ、施行前の3倍に増えたと言われております。これが2022年になりますと、75歳以上の免許保有者が現在の3倍となる660万人に達すると推計されております。自主返納されたり、取り消し停止処分を受けるなど生活の足を奪われる人が急増し、代替バスの利用者が更に増えると思います。しかし、現行のダイヤでは土日、祝日は運休するなど大変動けない人が大変出てくるのではないかとということでございます。町長の行政報告の中にもありましたように、4月1日から5月31日までの利用状況に報告にありました1日当たりの平均人数は粕淵上野間においては50人、石見川本から浜原間においては47.6人、上野、石見川本間は15.4人と大変利用者が少ない。平日便を見ると大和地区から川本へ行く場合においては、午前中は朝早朝の1便しか、もうありません。また平日の三次市から石見川本間は午前中の便はございません。このような運賃ダイヤで運行していると観光にも影響が出てくるのではないかとおられます。そういう中で、先日、5月24日に新聞報道されておりましたけど、JR西が島根県に対しまして、代替バス利用者増につながる活性化策、運行ダイヤ改善などの利用促進対策として7000万円が寄付されております。こうしたものを利用しながら、今後運賃ダイヤ改正をしていただければということのお願いをしたいと思います。まあ、町長の答弁にございましたように、2年後に見直すということがございますけど、そういうことも踏まえてしていただきたいというふうに思っております。また、町内で200円で乗車できるということを知っておられない人もかなりおられると思います。また200円で乗車できることは知っておられても、乗車券がなければできないと。顔は分かっておっても700幾らとか、粕淵まで来る場合は、大和から払わなきゃいけないというようなことで、まだまだ皆さんの理解を得ておらないのではないかとお思いますので、こうしたことを改めてまた再度皆さんに承知していただいて、利用がしやすいことにしてもらいたいと思います。また、券を発行してもらい、先ほど言われましたように、申請を役場の方に行ったり、大和事務所の方に行ったりとか、こういうことでなくて、身分証明とかで乗車できるとか、そういうような本当に年寄りの方でも乗ろうと思って事務所の方やら役場の方までもらいに行かなくても、健康險証な

り等々あるわけでございますので、そういうものの提示だけで乗れるようにしていただける考えはあるかないかお伺いします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

議員おっしゃいますようにですね、このどのような方法で乗れるかということはまだ十分町の方からも指示がしてありませんけれども、いわゆる高齢化が進んでまいりますので、こうしたことを念頭に置いてですね、このバス利用について十分皆さんに承知をしていただきたいというように考えておるところでございますけれども、また詳しくはですね、担当課長から説明をさせていただきます。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

先ほど箕根議員より3点ほどご質問、ご提案がございました。まず1点目の5月24日のJR西日本からの支援、まあ追加の支援ということで、島根県では7000万、広島県では3000万、合わせて1億円でございます。一応、活性化策ということで、箕根議員言われるようなことでの名目で出されておりますが、この使途につきまして具体的にはまだ4町間で協議、県も合わせて協議はしておりませんが、先ほどもご提案ありましたような有効活用をしていくということで、美郷町としましても今後、会議の中でご発言をさせていただきたいというふうに思います。それから、割引券の利用方法がわからない人もあるのではないかとございまして。新たな制度というか、前々からありましたけれども、拡充した新たな制度ということでございまして、一応説明等にも交流センター等々は行かせていただきました。それから住民の皆様には広報活動ということで、広報とかIPの方では告知をさせていただいてはおりますけれども、まだまだ利用が分からない人がいるということがございまして、これにつきましては今後また機会を設けて、または個別対応ということで周知、ご説明のさせていただきたいというふうに思います。それから、この割引券を利用する際のもっと簡単な乗車方法でございますけれども、これをする時に、色々考えたわけでございますが、先ほども申しましたように、町営バスにつきましては一定の運賃ということで200円と無料ということで何も要らないということでございまして。ただ、その他の事業所の路線は距離制の運賃を取っております。どこから乗ってどこから降りた。その200円の差額につきましては、町が補てんを事業者の方にしていくということで、一応、今のところ、乗ったところと、降りるところが分からないとその額が出てこないということで、現状、今のような方法にせざるを得なかったという状況でございますが、また今後の見直しに向けてちょっとその辺のところもですね、考慮をしていくといたしますか、検討をさせていただくということにしたいと思います。

●西嶋議長

旗根議員。

●旗根議員

時間がございませんので早く申しますけど、三江線の代替ということでございますので、町内200円で乗れるというところで他所の交通機関を使う場合は、その運賃制度によって乗るとかいうようなことも知られない方がかなりおられると思いますので、もう少し町民に分かりやすいような周知をしていただきたいということをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

旗根議員の質問が終わりました。

通告後2、3番・波多野議員。

●西嶋議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

おはようございます。3番の波多野でございます。よろしくお願ひいたします。私は通告いたしております陳情・要望等について、その後の経緯はどのようになっているのか、ということについてお伺ひいたしたいと思ひます。地域の実情と課題に応じ、資源を活かし、地域の知恵と力を集め、住民と行政の共同を一層すすめ、地域の子どもから高齢者まで誰もが積極的にまちづくりに参加して、地域が一体となって取り組んでいくことで、皆が笑顔で幸せを実感できる町づくりを目指す、町長施政方針及び第2期長期総合計画にも謳ってありますが、これらの実現のためにも住んで良かった、住んでみたい、行ってみたいと思える住みよい地域づくりのために、毎年各地域、あるいは各団体等から何件かの町長宛に陳情や要望書等が提出されていると思ひます。これらの取り扱いについて議長宛てについては、委員会付託等で処理されておりますが、町長宛についてはどのように処理されているのか、次のことについてお伺ひいたしたいと思ひます。まず第1点目についてでございますが、ここ数年の間に何件ぐらいの陳情や要望書等が提出されているのか。2点目、その中でどの程度執行というか、処理されているのか。3点目、それらの陳情・要望書等を提出された方に対して、処理状況等その経緯について連絡をされているのか。4点目、陳情・要望をその年に即実行に移せるものもあれば、年数をかけて実施に至るもの、あるいは県や国等との調整、補助金絡みもあるかと思ひますが、昨年またそれ以前の陳情・要望等で処理されていない件数はどの程度あるのでしょうか。5点目処理されていない、それらの陳情・要望の今後の取り扱いはどのように思っておられるのか、あるいは実施計画があるのでしょうか。以上5点についてよろしくお願ひいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

波多野議員の陳情・要望等について、その後の経過はどのようになっているかのご質問にお答えをいたします。陳情・要望などは、様々な団体、地域などから数多く幅広い内容について頂戴しているところでございます。ご質問1点目の何件ぐらいの陳情・要望書等があるかという点でございます。先ほど申し上げましたように、様々な団体等から様々な内容で多くありますが、主に町内関係でいいますと、過去2年間の件数としましては、28年度が16件、29年度が16件となっております。ご質問の2点目のこれらの執行状況でございます。要望書等の中には1つの要望につき、多くの事項が記載されているものがあり、その一部を実施でき一部を未実施や検討中のものや、要望事項そのものが検討中のものなど、状況は様々でございます。このため、大枠の状況について申し上げさせていただきます。実施、対応したものが19、検討、努力、計画中のものが15、国県等への要望しているものが3というところでございます。また要望などの内容に応じ、状況により検討するもの、中期的に考えていくものとしている事項もでございます。内容については、必要性、緊急性、妥当性、財源、方法等の視点から検討のほか、実施主体として国、県、町などのどこが適切かといった点からの検討もいたします。ご質問3点目の経過の通知でございます。経過につきましては、できるだけお伝えするように努めているところではございますが、特に検討中のものなどは、時間を要する、遅れている場合があるものも実際でございます。このため、以前には一定期間分をまとめてお伝えしたこともございます。また、要望の中身によっては、懇談等の場で方針をお伝えしたこともございます。ご質問4点目の処理できていないものの件数でございます。先ほど2点目で申し上げました検討中の15のうち、要望を踏まえ計画中のものが4つあります。これを除きますと、11が検討中であり、現時点で実施していないということになります。ご質問5点目の実施していないものの今後の取り扱いでございます。要望の内容は様々であり、実現が難しいものもございしますが、検討中、課題整理中のものにつきましては、引き続き検討していきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

ただ今、最近2年間の陳情や要望等の件数、報告いただいたところでございますが、やっぱり、陳情や要望等でですね、やはり一番多いのは、ただ今の報告件数の32件の中でも、地域に密着した道路改良等の要望もかなりあるのではないかと思います。最近では高規格救急車と言いますか、そういう大型車になっておる関係で、家の前まで入れないという状態があるようなために、まずは緊急車両の進入ができるよう幅員を改良していく計画であると以前回答をいただいたところでありますが、これらの現在はですね、緊急用車両等がスムーズに通行できないような幅員ほどの程度現時点であるのか、お伺いしてみたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

詳細につきましては、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

緊急車両の通行不可というところがございますけれども、救急車ということで、とりあえず消防の方に確認をとらさしていただきました。救急車が入れない道ということでございますけれども、町道、農道等含めまして、町が管理する道路につきましては15路線ございます。後、耕作道の関係が3路線、私道、私道でございますけれども、こちらの路線が17ございました。この内空き家になって、もう使っていないような道も実際にはあるというふうには聞いております。以上でございます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

それらのいわゆる改良計画ですね、そういうのは現時点ではどのようになっているのか。例えば、緊急を要するところから年次計画を立てて実施していくとか、そういうような着手の予定はどうなんでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

こちら、町が管理する道路の改良計画ということでございますが、主にといいますか、絡んできておりますのが、JRの関係、JR用地の関係で通りにくいと。通れないというようなところがございます。具体的に言いますと浜原地内の町道山手線、こちら桂根参道から駅の裏の方、こちらの方が通れないと。それから町道上川戸線、こちら線路裏の部分でございます。こちらの方が通れないというようなところでございまして、後の部分と言いますか、そういったところにつきましては、農道などもございますけれどもなかなかそういう計画が現在立てられないような状況でございます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

そういう鉄道絡みの関係もあるかと思うんですがね、緊急を要する路線から随時、こう着手できるところからですね、年次計画等立てて、着手いついただければとお願いをしておきます。それから2点目の執行状況等についてでございますが、これはまだ処理いたされていないですね、いわゆる陳情や要望書等もたくさんあるわけでございます。これらについて

実施や対応したものが19、検討や努力、計画中のものが15、国、県等へ要望しているのが3ということでございましたが、検討中等のものについて、緊急度の高い箇所から今後早急の取り組みが必要と思われるが、どのように考えておられるのでしょうか、伺ってみたいと思います。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

緊急度の高いところというところがございます。道路の関係であろうというふうに考えております。28、29の要望の中の内、今道路の関係というものは6件ございます。その内1件は県道でございまして、こちらの方は県の方へ要望中でございます。残り5件のもので処理できていないものということになりますと、現在、2件が該当となっております。緊急度の高いところとございまして、実際、落石等の関係で要望のありました奥山線でございます。こちらの方につきましては、対策、簡易な調査の結果、非常に困難と、対策が非常に困難ということで、自治会の方に説明をいたしまして、農道からの改良というようなところに対応させていただいております。今年から設計というふうに、地元の方にも説明をさせていただいております。以上でございます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

この色んな要望等もですね、いわゆる地域住民の方からの強い要望でございますのでですね、今後ともぜひとも着手の実施に向けては、早急な取り組みをお願いしたいと思うところがございます。それからの3点目の経過の通知についてでございますが、陳情あるいは要望等を提出者の方はですね、自分が出したのが、どのようになっておるのかということが、一番その経緯をいち早く知りたい、また、そのように思っておられるのではないかとと思うところがございます。経過については、できるだけお伝えするよう努めているとのことで、先ほど答弁いただいたところでございますが、即実施できないものについてもですね、途中経過といいますか、現在、検討協議中とか、そういうことを提出者にスムーズな連絡をしてもらいたいと思いますが、この点はどうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

地元の方からいただきました要望につきましては、総務課の方で一括して受理をいたします。それから後に、それぞれの担当課の方へ連絡をして、担当課での対応としておりまして、そういう実施状況については、担当課から連絡をしてもらうように内部では調整をさせていただいております。以上です。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

ぜひですね、その一応経過等について、ただ今このようになってるのとか、先ほど言いましたように、県とかなら協議中とか国等の補助金絡みとか、そういう経過をですね、ようにそれが確定してからでなく、途中経過もやっぱり1年とか経つと、地元の人にとって見れば、出した方に見れば、どのようになっているのかということが一番気にかかりますので、途中経過等を報告していただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。それから4点目のまだ処理されていない件数については、現時点で11件ばかりが検討中であるということでしたが、これらのまだ処理されていない陳情書や要望書もたくさんありますのでですね、5点目で伺っていますこれらの今後の取り扱いについて引き続き検討していくということでしたが、これらについて、ただ検討していくというだけではなく、必要性のある緊急性の高いところから先ほども申しましたように今後早急な取り組みが必要と思われるがどうでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

まず今後の取り扱いというところでございます。処理できていないものにつきましては、引き続き検討していきたいというふうに思っております。1つにつきましては、他の改良との絡みでの通行規制等での迂回路になってるようなものとかいったものもございます。そういった場合、そういった規制等のことも考えながら実施に向けて検討していくというふうに思っております。以上でございます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

今後検討と言われますが、早急にですね、緊急性を要する箇所から随時、先ほど申しましたように年次計画になり立てて実施していただければと思います。これは幅員が狭いということの関連なんですけど、例えばですね、福祉施設があるような地域においても、その施設に行く途中の道が非常に狭いと。また見通しも悪く近年の高規格化といいますか、車両の大型化で救急車両等の通行を支障を来している状況も、現在あるわけですが、そういうような場所の改良等については、今後どのように考えておられるのか、ちょっとお伺ひしてみたいと思ひます。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

ご質問のものにつきましては、具体的には、滝原地域の道路改良の要望ではないかという

ふうに思います。こちら滝原地域からの要望でございますけども、町道2路線の改良ということで、幅員5メートルの改良の要望がございました。その中で、2路線というところもありますけども、担当といたしましては補助事業、交付金事業の方での対応ということで回答させていただいております。その中でなかなか交付金こちらの方が内示といいますか、交付額が少ないというところから、少し待っていただきたいというようなところの回答は、自治会長の方へ回答を返させていただいております。できるだけ、町といたしましてもこういった交付金が付くように、また県の方にも強く要請していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

それでいわゆる救急車両等がスムーズに通れないというのが、先ほど町道や農道、耕作道や私道等合わせて約35件ぐらいあるわけでございますが、これはまだ処理されていないところやですね、また陳情や要望等が出されているところの検討中とされている陳情・要望書もたくさんあるわけでございますので、できるものからですね、町単独ではなく、県やあるいは国などとの関連もあるかと思いますが、町民が安心して住んで良かったと思える地域づくりのためにも是非、陳情あるいは要望等全般についてですね、早急に実施していただき、町民の要望に応じていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

●西嶋議長

波多野議員の質問が終わりました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時 11分)

(再開 午前 10時 30分)

●西嶋議長

通告3、6番・藤原議員。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

6番、藤原でございます。私は2点ばかり、議長の許可を得ましたので質問させていただきます。まず第1点目は農業施策の現状と今後についてということでございます。今年度より米の生産調整や直接支払いも廃止となるなど、農政を取り巻く環境が大きく変わろうとしております。高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、獣害対策など農業環境はますます厳しい状況にあります。美郷町ではこうした状況への打開策としてリースハウ

スの建設、集落営農の組織の設立支援、農業サポート経営体の開設、薬草栽培の普及など、農業振興策が打ち出され事業が動き出しております。これら事業の現在状況や展開見通しなど、今後の農業振興の考え方をお伺いをいたします。2点目は森林の評価額についてであります。これまで現金主義から発生主義に基づく新たな地方公会計の導入により資産・負債の適切な管理が可能となりました。美郷町では既に資産の洗い出し作業を終え、それぞれの資産に金銭的な評価額を設定した固定資産台帳が整備され、資産評価による帳簿価格がバランスシート、貸借対照表に示されました。美郷町の財政力、正味財産を知ることは、行政活動や公共政策の遂行のための資金の調達・管理・支出などの経済活動の重要な要素となります。自治体にとって重要な資産である土地の調査のため、町の資産の洗い出しや評価を完璧に行うことはかなりの困難な作業であったと思われます。特に森林、立竹木まあ勘定科目については立木評価が大きなポイントとなりますが、所有林や分収林の評価についてお伺いをいたしたいと思っております。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

藤原議員、1点目の農業施策の現状と今後についてのご質問にお答えをいたします。まずリースハウスについてですが、本年の工事予定を含めまして、約1.4ヘクタールのハウス整備になる予定で、生産額としては7000万円から8000万円を見込んでいます。次に、集落営農組織については、30年度の設立予定を含め19組織となり、集落営農組織が占める面積は190ヘクタールで、耕作されている農地の半分を集落営農組織が占めることとなります。また昨年は集落営農活性化維持協議会を結成し、組織間の情報共有や研修会を開催し、組織の維持活性化を図りたいと考えております。また、1月に設立をいたしましたサポート経営体、ファームサポート美郷ですが、今年は、志君、君谷地域の農地集積を中心に進めることとしておりまして、現在、8ヘクタール余りの所有者に承諾をいただき、一部は白ネギの定植を終了したところでございます。薬用作物の栽培では、シャクヤクの配布株数が1万6000余り、これから植栽する希望の株数1万3000株ほどとなり、合計2万9000株となります。昨年と一昨年に少量ではありますが、シャクヤクの根の集荷を行い、生薬流通事業者と集荷体制の確立に努めているところでございます。この動きを今後さらに強め、生産額の拡大、農地の有効活用に努めていきたいと考えております。今後の産業振興の考えというご質問ですが、農業の振興ということで考えますと、まだまだ課題は多くあります。例えば農業技術の普及、指導がなかなかタイムリーに行えないことや、鳥獣被害への対応、加工品の生産拡大などにさらに取り組んでいかなければなりません。これまでも、農業技術普及員の常駐をとという議会からのご質問も受け、検討していくこととお約束しております。その実現に向けて今後も努力を重ねていきたいと考えております。また、リースハウス事業も今年度をもちまして終了いたしますが、引き続き取り組みできないか検討してまいります。こうした構想を持ちながら、まずは、現在までに取り込んできておりま

すサポート経営体や薬草栽培が成果を出すよう努力をしております。以上。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

色々説明をいただきました。リースハウスのこと、あるいはサポート経営体等々の状況をお伺いした訳でありますけど、まずリースハウスのことについてでありますけど、今年度で一応事業が終わるということで、1.4ヘクタールのハウス整備になるだろうということで、大変な面積が造成されるわけであります。そこでですね、国庫補助事業あるいは県費の嵩上げまた過疎債を借りられるとか、色々好条件なわけでありますけど、このリースハウス事業ですね、この事業に取り組んでおられる県下の市町どういったところがあるか、あるいは、総事業費で6億以上のこれ投資になったやに思いますけど、この制度設計ですね、それがどのようになっているか、まずお伺いをしたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

詳細にあたっては担当課長から説明をいたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

1点目のご質問、県下の状況ということでございます。リースハウス事業は今までのところ、私が承知している限りでは、出雲市それから安来市それから益田市それからお隣の飯南町という辺りで、リースハウス事業を進められております。それから、この事業の当町の事業につきまして6億5000万余り弱の予算を投資しております。それについて若干財政的な裏づけ、そういうものの説明ということでよろしゅうございますか。

(はいとの声)

●烏田産業振興課長

で、説明をさせていただきます。先ほど言われました中で、事業費6億5000万の半分は国庫補助事業で、国庫補助金をいただいております。残りの3億2500万ほどが町の負担となります。この町の負担につきましては、起債の過疎債という起債をお借りしましてその財源に充当しておると、100%充当してるところでございます。過疎債の仕組みとしましては、過疎債を借りた7割が後に交付税で還付されるということになりますので、実質としては国庫補助金の50%、残りの50%の7割が交付税として町に還付されるということで、全体としては15%の町の負担と、最終的になるのではなかろうかなというふうに思っております。金額でいいますと、約2億ほどが交付税の算定に出来るなかろうかなと思っております。そうしますと、町の負担3億2000万、500万の内2億が交付税でバックされるということになると、1億2000万の純然たる町の負担ということになる

うと思います。但しその内1億2000万ですけども、これはリースハウスでございますので、農業者の方からリース代をいただきます。リース代の最終的に、これは12年間でリース期間を設けておりますが、最終的にリース代を積み上げていきますと、約3600万余りがリース代として、収入として入ってまいります。それともう1つ県補助金という上乘せという話もございましたが、このリースハウスを行うことによって、国庫事業を導入したリースハウスですね。それについては、県がリース代の一部を助成するということになっております。それに内容は3年間でリース代の2分の1、それから2年間でリース代の3分の1というふうに規定をしております。この県の補助金を積み上げてまいりますと、約3740万ほどの県の補助金が入ってまいります。ということで、この県補助金はリース代に対しての補助金ですけども、リース代はかなり県が算定するリース代の規定と町がやっておる規定とちょっと違ってまいりますので、リース代、実際にリース代をもらうよりも多くの補助金という算定になりました。そういうことで、実質としてはこの3700万を基金に積み立てておりますので、これを差し引きますと約5000万弱の経費が町として支払う、真水をつぎ込むというところになると思います。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

色々制度設計をお伺いしました。半分補助金がある、また県費嵩上げがあると。また過疎債を借りて7割が交付税措置されるということで、最終的には5000万弱という、今言われました。6億以上の6億5000万でしたかね、投資に対して、最終的には5000万弱の持ち出しで済んだということで、大変いい制度を引っ張ってこられて事業にかかっておられるんじゃないかと思います。5000万をですね、12年間のリース期間で割り戻しますと、400万ちょっとですかね、400万ちょっとですね。単年度あたり、行政コストとして400万ちょっとでですね、この6億の仕事ができるということで大変いいと思います。工事造成につきましてはですね、土木業者に仕事が発注されますし、まあ建築関係もあります。地元雇用も生まれる、また農業生産も上がるということで、農業生産の方も7000万、8000万を見込んでおるといふふうに言われましたけど、大変いい制度を導入されてきたやに思います。それで現状ですね、比之宮地域で2カ所、栢谷地域で1カ所大きな団地があるわけでありまして、改めましてですね、その地域ごとのハウスの数、あるいはそこで就労されておる方々の数ちょっと情報をお聞きしたいと思います。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

現在の稼働状況の中での雇用関係等ですけども、最初にやりました27年度のハウス2棟です。ただし2棟ではありますけども、地形上の関係から長いハウスを1棟建っておりますので、標準的なこの事業の45メートルの3棟分が面積としてあります。そこには集落営

農組合が経営をしております、その組合員の皆様の働く場として賃金等が支払われているというふうに思っております。これは外からの雇用はございません。中での集落営農組合の中での雇用ということになります。それから、現在、規模が大きな戸谷地区、これは棟数にしますと、今まで建ったのが15棟でございます。で、今年11棟建てますので、ハウスの数としては完了して26棟の数になります。25棟の1棟あたり360平米でございますので、約8反から9反ぐらいの面積になると思います。現在、今5名の方がここに從事されているというふうに伺っております。これは15棟での雇用でございます。今年11棟建てると、来年また人を雇用しなくてはいけないという状況が生まれてきまして、最終的には10名前後の方の雇用をしていかななくては経営が成り立たないと、経営していかないと、運営していかないとというふうになろうかと思えます。もう1点、宮内、村之郷地域に昨年4棟建てまして、今年から稼働しているところでございます。ここは1名の農業者の方が算入されて行っておられますが、ここにつきましては、今年4棟建てて全部で8棟の予定になります。8棟の予定で、現在、雇用の関係はまだ聞いておりませんが、とても1人では出来る量ではなくて、2から3名ぐらいの手伝いの方を雇用しなくてはならないというふうに伺っております。以上です。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

状況をお伺いしました。かなりの棟数、30棟以上の棟数が建っておる。またそこへ雇用の場ということで、就労されてる方もかなりおられるということで、まあ安心しております。それで、町のですね、基金の中に園芸作物等振興基金というのがあります。仕組みとしてみますね、県の先ほどの上乗せ部分ですね、上乗せ部分をその基金に積み上げるということだそうなんですけど、現在額、去年の決算で600万ぐらい積み上がっておりましたけど、これが今年3年間県の補助金があると言われましたけど、最終的にですね、幾らぐらい積み上げられる予定なんでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

今藤原議員のご指摘のとおり27、28年度で600万の基金が積立しております。29年度に約1365万8000円がこれが基金として既に執行されておりますので、29年度の決算ではもう1300万増えますので、約2000万のほどの基金になります。それから、今年やる事業で約1700万ぐらいの基金が積み立てられる見込みにしてあります。ということで合計で約3700万ぐらいの基金造成ができるのではないかなというふうに考えております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

3700万と、今言われましたけど、大変大きなものが積み上がるということで喜んでおります。それは多分、これは施設のそのリースハウスですね、例えば自然災害等々ですね、借入者の責任外のところでの損傷をですね、例えば、この間ごうぎな地震がありましたけど、そういった自然災害で施設が壊れるとか、あるいは雪でぺちゃっとこう被害に遭うとか、そういった時に使われるやに思います。そういった基金があるわけでありまして、ぜひとも有効利用していただきたいと思っておりますけど、リースハウス事業今年度で終わります。大きな団地が形成されて進んでいくわけでありまして、この事業ですね、当初ですね、資金的な余裕のある団体もしくは個人でないとなかなか参入できないという規制がありました。ですから、今、大塚グループの子会社であるとか、あるいは営農集落組織あるいは資金力のある個人の方がいられてやっておられるという状況だと思っておりますけど、せっかくいいハウス事業始まったわけでありまして、この事業が終わった後ですね、そのポストリースハウス事業ですね、そういったものも検討していかなければいけないんじゃないかと思っております。米が値段が下がり、自由化になり、そういったことを考えるとですね、また獣害対策イノシシ・サル等で非常に怯えながらの農業という中において、こういった施設園芸の作物の推進というのが、これからの美郷町の進むべき道ではなかるうと思っております。ぜひとも、ネクストリースハウスといいましょうか、ポストリースハウスといいましょうか、そういったものを検討していただきたいと思っておりますけど、今のお考えはいかがでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

先ほどの町長の答弁の中にも、その点についてはこれからの検討課題ということで答弁をさせていただきました。まあそのとおりでございますけども、やはりこの事業をやってですね、これで終わりということではなくて、美郷町の農業振興という観点から施設園芸を推進していくということは、引き続き努力していきたいと思っております。特にリースハウス事業ということで、農業者の方の初期投資の軽減を図っていくことによって参入がしやすくなると。しかも先ほど言われました、今回の場合は500万の資金を持っていないと入れないよという入植基準がありました。そういうものですね、なるべく軽減していったってですね、リースハウスができればそこに入りやすい環境もしていかななくてはならないというふうには思っております。できれば、国庫事業を使ってやるというのが一番理想的ではございますけども、そういうふうには努力をしてみたいと思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

お答えいただきましたけど、先ほど町長答弁の中でですね、その農業技術普及員の常駐を

という議会からの質問も受け、検討していくことをお約束しております。その実現に向け今後も努力を重ねていきますということでありますけど、このことについてはですね、ちょうど1年前の第2回定例会の時にですね、5番議員の方から要望と言いましょうか、お考えありませんかということをお伺いの中で、1年以内には対応したいというような答弁もあったやに思います。そういった技術員の専門的知見のある方の力というのは大変大きいと思います。特に農業普及所をあたりを退職した方、経験者という方の力は大きいやに思います。それで、私、今日ここへ現代農業というね、これ雑誌持ってきました。全国的に一番農業者の方が見ておる雑誌ではなかろうかと思えます。これ1週間前にね、私の手元へ届きましてね、農文協ですね、定期購読しとるんですけど、それ見ましたらね、島根型少量技術培地ということで、中山間の集落営農でミニトマト11トン取りを実現ということですね、これ記事が載っておるんですね。これですね、このリースハウスですね、比之宮のこれ名前出しますが、むらじさんですか。このですね、事例が取り上げられて、非常にですね、これいい事例だということで載っております。反当7トン取りが11トンになったということですね、技術的に非常に高いレベルということであります。これはですね、やはり今言いました農業技術普及員さんその方が、もう絶えず指導をされた成果ではなかろうと思えます。そういった意味でですね、やはり専門的知見を有する指導員をですね、本当に早く配置するとですね、こういった効果も表れるわけでありましてね、ぜひともですね、昨年、5番議員が聞いた時に1年以内にといい話でありましたけど、今日の答弁でもまた今後も検討していくことをお約束しますということで、これ先送り、先送りになるんですね、もっと早目の対応を望みたいと思えますがいかがでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●鳥田産業振興課長

1年前からということでございます。実はその前にも山本議員からも質問を受けておりました、ずっと気にかかっている案件でございました。ただし、ここまで伸びてきた理由の1つにはやはり人材を探さなくてはいけなかったと、誰でもかれでもいいというふうには思っておりません、やっぱりいい人材がないかなということ、それから美郷町内にできればいらっしゃれば一番いいなというふうに思っておりましたが、なかなか今の状況ではそういう適任者がいなかったということでございます。本年度中には何とか結論が出るのではないかなというふうに私は踏んでおります。努力をしてみますので、ひとつ今しばらく結論はお待ちいただければというふうに思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

ぜひとも早目の対応をお願いしたいと思います。続いてですね、その集落営農のことについてもお伺いしました。先ほど答弁の中でですね、今年度設立予定を含め19組織になると

いうことを答弁をいただきました。そして集落営農活性化維持協議会を結成したということでもあります。大変いいことだと思います。その席ですね、どういったことを協議されるか分かりませんが、ぜひともですね、農業簿記であるとかあるいは申告であるとか法人化に向けての勉強、そういったものもその組織の中でやっていただきたいと思います。それでそういったですね、集落営農組織に変わらずですね、もう例えばサポート経営体あるいはリースハウスの経営者あるいは薬草組合の組合員さんとかそういったですね、すべてその農業関係の分野も含めたですね、協議会の設置、そこで色々なことを情報交換していただく、そういった場も必要ではなからうかと思えますけどいかががでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

藤原議員おっしゃるように農業団体を網羅した協議会というようなご発言ではなからうかなと思います。今現在集落営農組合維持活性化協議会を昨年立ち上げたばかりで、今年、もう少しで総会をやるかというふうに思っております。ご指摘のとおり、集落営農組合組織のレベルアップを図る目的それから法人化への道筋を探っていただきたいというふうに思っております。ただ、これは組織の意向に沿うものでございますけども、ただしやはりこれからの農業の維持を考えていくといった時に集落営農組織の場合、やはり経営という観点を持たないと組織自体が今後維持されていかないというふうになろうと思えます。粘り強く説得を続けながら、また新しい法人組合を立てるんだったら、もう最初から法人組織にした方がいいよというようなこともですね、含めながら、組織の維持を図るための法人化というふうな考え方に切り替えていくべきではないかなというふうに考えております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

色々考え方を伺いましたけど、集落営農につきましてはですね、高齢化していくあるいは受け持ちのエリアがだんだんだんだんこの耕作を縮小していくというような状況ではなからうかと思えます。そんな中でですね、集落営農については1集落1組織という要綱であるわけでありまして、最近ですね、1集落1組織なんだけど、またその1集落の中で、新たにそういった営農集落を作りたいというような動きがあるやに聞いております。そういった場合ですね、要綱、要領を変えなければとても対応できないわけですが、今後ですね、そういった農業環境の変化に伴ってですね、色々な要望が出てくるやに思います。それに柔軟に対応するには、やっぱり要綱・要領を変えながらですね、希望に沿うようにしていかなければならないと思えますけどいかががお考えでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

ご指摘の集落営農の支援というところでございます。今、現行では集落営農組織を結成した場合に、機械貸与を行うということで18組織のうち17組織がその機械貸与の事業を受けております。ご指摘のとおり今の集落営農組合がそのまま続いていくというところではなかなか100%そうだとはいえきれないところがありまして、その集落営農組合の周辺の地域を取り込んだいわゆる規模を拡大していった、既存の集落営農組合が規模を拡大していった地域を守っていくと、そういうケースも考えられると。それから集落営農組合組織の今の大きな課題は貸与している機械がほとんどが耐用年数を過ぎていっていると、そういうことになると更新をしていかなくてはならないということもございます。更新する事業も町の方で設けてはおりますけども、300万、400万のトラクターを買うのに半分出るかと言ったら、そういう75万までしか出ません。そういう非常に財政的な負担を伴う機械更新ということになります。そこら辺の制度をですね、もう少し制度設計を考えていくということを中心にしながらプラス法人化へのステップ、法人化へするんだったらもっと支援をしてもいいんじゃないかなと。これは法人化になりますと、今度は県の支援事業もあります。国の支援事業もあります。そういうものと絡めた町の上乗せ事業とかですね、そういうところも1つの道としてあろうかと思えます。いずれにしましても新たな組織を作り上げるというよりも、既存の組織が周辺を巻き込んで大きな組織になってくというようなスキームができていけば、今180から90ヘクタールぐらいの面積を集落営農がカバーしてるんですけども、それが、もっともっとカバーできるというふうに思っております。サポート経営体を作りましたけども、これも残りを全部やるということには到底なるわけではございませんので、既存の組合が規模を拡大していくという道筋は、これは大きなこれからの課題解決につながっていくのではなかろうかなというふうに思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

お考えをお聞きしましたけど、やはりですね、法人化に向けての支援策というのがやっぱり一番必要なんじゃないかと思えます。とにかく、やる気をしっかり持っていただく。そのためには、やっぱり法人化ということが一番じゃあなかろうかと思えます。よろしくお願ひしたいと思います。それから次にサポート経営体のことなんですけど、今年の3月に一応経営体が始まりました。先般ですね、議会が地域に出向きましてですね、邑智地区、大和地区で色々意見交換会を行いました。その席でですね、サポート経営体についてですね、今育苗部門ばかりこう出られてなかなか耕作放棄地の維持管理についての要望が通らんということで、不満の声を聞きました。経営計画の中でですね、JAのそういった育苗部門についての業務委託を受けるということで、それに基づいてやっておるわけでありまして、なかなかサポート経営体ですね、その事業計画等々理解してないということでの発言だったやに思いますが、サポート経営体の中でですね、我々が最初にお聞きしたときに、収益の大

きな柱になるのがですね、薬草部門だということで、特にシャクヤク栽培ですか、そのものについてのですね、経営支援等々5年間のあれがそういった試算が出されましたけど、薬草の取り組み、サポート経営体の薬草への取り組みについてはどのようになっておりますでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

経営計画の中にシャクヤクの販売というものも売り上げ計画に載せておりまして、収益の1つの構造としても計画に組み込んでいるという状況でございます。現在、今年、先ほど町長の方から8ヘクタール余りを今集積をかけているということになっております。その内の2反ほど、この間白ねぎを植えました。案の定、サルが来ましてですね、大変な状況になったということもあります。そういうことから考えるとシャクヤクというものを考えていって、獣害がなく将来的に収益構想の中に組み込める、そういうことも考えていかななくてはならないのだなというふうに実感をしておりますけども、ただ、場所、場所によって、どこにシャクヤクを植えていくかということはまだ具体的に決まっております。今、遊休地を耕していくというのが、今現在の作業でございます。今ちょうど京覧原ぐらい入れたんじゃないかと思っております。そこら辺の借り受けた土地の利用計画、それをこれから立てるということで、その中にシャクヤクの栽培も入れていこうというふうに思っております。面積については今いくらぐらいになりそうだというのは言えませんが、経営とそれと労働力の配分の問題、そこら辺を考えながらシャクヤクの栽培については対応していきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

白ネギを植えて、今、サルが出て被害に遭ったということを言われましたけど、やはりですね、そういった獣害に強い作物、それを選んでですね、作付、経営計画を立ててですね、運営していただきたいと思います。今薬草の話が出ましたけど、町では薬草栽培進められております。今、シャクヤクの話が出ましたけど、町としてですね、その重点的に推進する薬草は何と何か、あるいはまた付随して推進しておられる薬草は何か。また今試験的にですね、検討されとる薬草等があれば、薬草栽培のですね、現状今お聞かせいただきたいと思いますが。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

今、薬用作物で中心的に振興していこうと思ってるのはシャクヤクでございます。ただし、シャクヤクは4年5年かかる作物ですので、もう1つ毎年でも取れるものというふうにか

えておりますのが、ドクダミでございます。ドクダミ栽培これについては、栽培の成功事例も視察をしまいで、これは将来栽培していく、できるものだというふうに私どもは感じております。このドクダミは大体1反辺り少なくとも3トンぐらいは生で出来ると思えます。先進地の実情を聞きますと、今年は7トンぐらい取れそうだというふうにも聞いておりますけども、そのドクダミの栽培で毎年お金が入るところもねらっていきたい。ドクダミだけではなくて、カワラケツメイそれからハブ草、ケツメイシという植名ですけども、そういうものですね、お茶のブレンドとして一緒にやってくると非常に美味しいお茶ができるということも実証済みでございます。そこら辺のお茶になる作物を振興していくということは、ドクダミ振興と合わせてやっていきたいなというふうに思っております。そして加工して付加価値をつけて販売していくというところがねらいではなかろうかなと思っております。シャクヤクの場合は原材料供給だけという結果になりますので、どうしても10アール辺りの売上高としては低くなりますけども、お茶にすれば多分100倍ぐらいにはなるんじゃないかなと、50倍ぐらいですか、1反作れば500万円ぐらいの売り上げがお茶として売り上げができるという数量になりますので、そこら辺を目指していけばいいかなというふうに思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

色々状況をお伺いをしまして、お答えをいただきました。シャクヤク、ドクダミこれをメインにいくんだということでもあります。ドクダミについてはですね、加工して付加価値を高めると反当500万ぐらいの売り上げになるということで、ちょっとびっくりするような金額でありますけど、ぜひともですね、その実現に向けてですね、取り組みの方々を増やしていただきたいと思えます。一番の質問を終わりたいと思えます。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

藤原議員2番目の森林の評価額についてのご質問にお答えをいたします。藤原議員ご指摘のとおり地方公会計は、これまでの現金主義会計では見えにくい資産や負債を把握していくものであり、整備を進めてきたものであります。地方自治体で統一的な基準を基に財務書類等を作成することで、1つに発生主義・複式簿記の導入、2つに、固定資産台帳の整備3つに、団体間の比較可能性の確保が、その効果として期待されております。地方公会計の整備はこれまでの決算などと、考え方方向が違うものであり、各自治体ともに不慣れな中、進めてこられたのではないかと考えられます。美郷町でも、先般、公共施設等総合管理計画を策定し、ご報告したところであります。藤原議員ご推察のとおり、これらを進めるにあたって職員研修、基準の把握から始まり、資産洗い出し、区分分けなど苦慮をしながら相当の時間をかけてきたのも実際であります。ご質問の森林の立木評価についてであります、総務

省の示す手引きによる基本的な取り扱いを踏まえ、評価することになると考えております。統一的な基準での評価が基本であり、その方法は、他に合理的な算定方法がない場合は原則として保険金額によることとされております。またこの手引きでは、立木竹の評価は保険対象の樹種であって、樹齢・樹種が管理されているものとされております。町行分収林はこうした対象となるものであり、保険金額による評価で対応していきたいと考えております。また手引では、資産の価値が無視できる雑木等や、市場がなく適正な見積り、評価ができない立木竹は算定対象としないことができるとされております。所有林は、これに該当するものであり、所有林の立木竹の評価はしない対応で考えております。まさにご質問をいただいておりますように、評価の方法などは、総務省の示す基準を踏まえながらも、実務的には様々な課題も出てくると考えております。地方公会計の主旨である統一的な基準の視点から、手引を踏まえて適切な評価方法で実施していくことになると考えているところでございます。以上。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

お考えを伺いました。立竹木ですね、勘定科目でそういう名前なわけでありまして、先般、私貸借対照表を見させていただきまして、立竹木の金額を確認しました。15億7000万という大きな金額が上がっておりますけど、所有林で幾ら、分収林に幾らの明細ですか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

現在、資産台帳の一覧を持って来ておりましたが、その区分けの明細を準備ができておりませんでした。準備をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

台帳を持ち合わせてないから、答えができないということでもありますけど、根本的にですね、分収林にはどのようなものがあるとお考えでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

産業振興課、林業部門担当しております。そういう関係でお答えをさせていただきます。町の分収林の現在の状況でございますけども。

(分収林は何があるかとの声)

●**烏田産業振興課長**

樹種でしょうか。

(分収の種類ですとの声)

●**烏田産業振興課長**

町の分収林は、町の分収林でございますが、林業公社の分収林もございます。それから完行分収林、いわゆる国が町の土地に分収をする、大きく分けてその程度かなというふうに思っております。森林研究所そのものの分収林もございます。

●**西嶋議長**

藤原議員。

●**藤原議員**

町公分収林あるいは公社造林、今森林研究所と言われましたけど、昔の公団造林ですね、それから完行造林、またその他造林としましてですね、町の場合は青年の山とか言ってね、そういったものもあるわけでありまして、圧倒的にですね、町公分収林の分収権たぶん四分六だと思えます。100ヘクタールあればですね、60町歩はもう立木としての権利があるということでもあります。そういったものですね、簿価を聞きたいわけでありまして。どのようになっておりますでしょうか。手元に資料がないのであればまたお答えをいただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

●**西嶋議長**

産業振興課長。

●**烏田産業振興課長**

公会計に関してはですね、私の方でいくら簿価を計上してるかというのはお答えできないところでございますけども、分収林、町公分収林というものの概況をご説明しますと、約旧邑智地区で面積でしますと約50ヘクタールでございます。それから旧大和地区でいきますと約235ヘクタールぐらいの分収林を施工しております。樹種としてはスギ、ヒノキ、アカマツ辺りが重点的に植栽されているというところでございます。

●**西嶋議長**

藤原議員。

●**藤原議員**

面積的なものをお答えいただきましたけど、私が言いたいのはですね、立竹木という勘定科目の元にですね、所有林、分収林がどのような評価に基づいてこの金額が積み上がっているかということをお聞きしたいわけでありまして。所有林についてはですね、これ見ますと、森林国営保険の保険金額によるということが書いてあります。多分、所有林のスギ、ヒノキの台帳に基づいて保険の引き受け金額の面積を掛けて出されたんだと思えます。ところがですね、山と、立木というのはですね、色々ありまして、いわゆる森林状況報告、森林状況調査をされておるか分かりませんが、立木度というのがありましてね、例えば葛でやられておるとか、雪害でやられたとか、当初3000本を植えたものですね、伐期を迎えた時

には900本ぐらいになるという中においてですね、そういう想定のもとに国営保険は余剰金額を出しとるんですけど、団地団地によって立木度は違うんですよ。そこによってですね、例えば、900本のもんが100本しかなければですね、例えそれが100万円の価値であっても、ほとんど10万円の価値しかないということになります。ただ単純にですね、林分の台帳に基づいていてですね、そこに単純に面積を掛けて15億7000万の立竹木の金額を出されたのであればこれはね、ちょっと問題ではないかと思いますが、今は出発の段階です。暫時、それは見直していけばいいわけでありまして、その辺のところの考えはどのようにお考えでしょうか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

財政的などところで、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。立竹木も含めてそういう固定資産につきましては、道路も川もございます。こういった中で道路の評価、それから川の評価というところの相對の中で、この森林資源につきましても同様な考え方で、国の指針に伴ってやっているものでございまして、今現段階の試算については適正、極めて適正かということになれば、国の基準に従ったものということと判断いただいて、今後これが要するに財務会計の中で、日々更新していく中で、どういうふうが変わってくかということに注視していきたいというふうに考えております。以上です。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

日々変わっていくものだというような表現でした。私言いますようにですね、これかなり精度を高めてやらんとですね、住民の方々に誤った情報を出すということになるですよ。そこところはね、やっぱりちゃんと精査したものを今はしょうがないです。今は総務省が示した基準に基づいて算定してやられてます。今しょうがない。でも来年再来年調査を進めながらですね、精度を高めていかないとですね、これ全然実体のない金額を上げたってしょうがない話でありまして、将来世代がですね、残す資産、将来世代に残す資産なわけでありまして、我々の子どもたちがですね、我々の世代の時にこだけ評価した山がありますよ、立木がありますよと引き継いでいって、彼らがですね、実際その山をですね、例えば処分しようと思った時、全く価値がなかった。あの15億7000万は一体何だったんだということにもなりかねませんので、ぜひともですね、その辺のところの精度は高める必要があるんじゃないかと思います。それで、分収林についてはですね、そういう手法ではないやに思います。多分、備忘価格の1円計上ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

先ほど今言われました価格については、議員さんも言われるとおりで処理の方をさしていただいております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

えっとですね、分収林も色々あります。町公分収林あるいは公社造林、公団造林、森林研究所ですか、色々ありますけど、町公造林についてはですね、その町が実際手をかけて造成した山です。それで総務省のですね、マニュアルを見るとですね、統一的な基準において算定対象となる立木は保険対象樹種であって樹種、樹齢が管理されているものであり、例えば分収林等が対象になりますよとこう、総務省の指導に書いてあるんですね、ということは、やはり、最初は、森林国営保険の単価を使って、それに面整備をかけて評価すべきもの。それに立木道とかあるいは色んな係数があるんですけど、出すべきものであるやに思います。いかがですか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

先ほど言われました手引きの方は、町の方でも確認しておりまして、この手引に沿ったような形で対応が必要かと思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

手引きに沿ってですね、これは将来的に伐採してですね、山主さんと収益を分ける山なんですよ。結局、簿価がないと精算行為をするときにですね、著しく不合理が生じるんじゃないかと思えます。ぜひともですね、しっかり山を調査をしていただいてね、1円計上、備忘価格ではありません。簿価をちゃんとした適正簿価を表示していただきたいと思えます。それで1円計上が必要だというのは、私は公社造林じゃないかと思えます。これは町は手をかけておりません。でも、5%から3%の分収権があるんですね。これ3者契約です。土地所有者、島根県造林公社、町村、この3者契約においてですね、町は多分3%から5%の分収権があるんですよ。これも資産なんですね。これは1円計上、備忘価格でいいと思うんですよ。団地ごとにね、いかがでしょうか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

先ほどの公社造林のことにつきましても、同様に今後の財務調書の中で注釈をどうしてもつけ加えるという過程が今後出てきます。要するに、先ほど言いました森林資産をまた費

用かけて調査をして、実際どうなのかというものを、今後必要があればやってくということがありますが、現段階においては、その試算について明らかになっていない部分については、そういった形で総務省が示したところに対応しているということです。先ほども繰り返しますが、財務表の中での注釈を今あんまり多くはつけ加えておりませんが、その中を注釈を加えて、更新をしていくものというふうに考えております。以上です。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

時間がなくなってまいりました。いずれにしましても、公会計が入りましてですね、もう土地とか立竹木とか、町民の皆さんの方に目に触れる金額なわけでありまして。貸借対照表を見ますとですね、町の試算は407億円だったかな、ぐらいあるというような金額ができております。単純にですね、これをですね、住民基本台帳の人口で割り戻しますと1人当たり800万という数字が出ます。こういった数字もですね、これからは同じどの町村も同じ基準に基づいて情報を出しますんで、同じ財務処理のデータが同じ基準で分析できるんですね。いろんな分析があります。世代間の公平性を表す純資産比率であるとか、色んな数値があるんですけど、それがですね、やはり間違っておったら、どうしようもないわけでありまして、ましてやですね、我々の次の世代にですね、試算がありますありますと言って、蓋をあけてみたら、実際には全く価値がなかったということがあっては絶対あってはならんわけでありまして、公会計導入と同時に公有財産管理計画を作成され、固定資産台帳整備されたわけでありまして。その中で特に立竹木についてはですね、償却資産でなくて、かえってですね、年度ごとに蓄積しますんで、資産が増すんですね。逆なんですよ。そういった意味でですね、昔造林された山をですね、ぜひとも活かす方向で施策を進めていただきたいと思っておりますし、金額的なものもですね、後世の方々にはですね、笑われるような金額ではいかんわけでありまして、ぜひとも正確な数値、限りな正確に近い数値、ましてや分収林についてはですね、伐採によってですね、所有者の方と収益分担をするというような山でもありますので、そのことをしっかりやっていただくことをお願いをいたしまして、時間がやっまいりましたんで、終わりたいと思います。

●西嶋議長

藤原議員の質問が終わりました。

通告4、5番・福島議員。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

5番、福島でございます。私は事前通告しておりますように、2点ばかり町長にお尋ねしたいと思っております。まず、減災・防災対策についてであります。本格的な梅雨の季節に入りました。豪雨災害などおきねば良いが願っているところではございますが、1月には2回の大

雪、さらに4月は桜の花びらにも雪が積もるといような異常気象です。そしてまたあのいまわしい4月9日の大地震、そしてまた3月だというのに夏のような気温とか、今また寒いとか色々と気温の激しい変化など非常に異常気象が続いてるところです。そうした中、本格的な梅雨に入り、万全な対策をしていただいていることとは思いますが、私が25年第3回定例議会において、災害に強いまちづくりについて一般質問をさせていただいております。その時に、回答いただいたのは、防災・減災を主眼に入れ、改良型の防災事業が有効と考えており、急傾斜、砂防、治山などの事業が防災事業の先導事業と認識しているという回答をいただいています。そこで、1つ目に毎年梅雨に入る前になると、江の川の堤防の診断状況がテレビなどでよく放映されるのを見かけます。江の川堤防をはじめ急傾斜地、砂防ダム治山ダムなどの防災施設点検は、どこの機関がどのように行われているのでしょうか。またその結果を町はどのように把握されておりますでしょうか。2番目といたしまして、現在行われている工事箇所の進捗率はどうか、町内各地域から防災施設の設置や工事の陳情や要望が出されていますが、採択条件等があり、厳しい状況下にあると思っておりますが、どのような状況でしょうか。また、長藤の原地区の急傾斜、土石流発生危険箇所2箇所と都賀西の3箇所につきましては、行政報告の中でお知らせいただきました。行政報告の中になかった28年度第3回定例会の陳情にありました上野地区はどうなっているのでしょうか。次に、TPPイレブンが農業に与える影響についてであります。元々はアメリカを含め、12ヶ国でTPP、いわゆる環太平洋連携協定で発効する予定でありましたが、アメリカ抜きでの11ヶ国で締結する。当初はJAも大反対ののろしを上げておりましたが、今の状況は、日本の国会では衆議院を通過し、参議院で審議入りしたと聞いております。美郷町ではどのような影響がおきると思っておりますか。価格が下がっても収入保険制度でカバーできるとのお話も聞きます。特に畜産などは影響を受けやすいとも聞きます。慣らしであれば、収入保険制度であれば、一般農家にしても8割の補填で本当に足りるのか不安を覚えておるところでございます。町の判断はいかがでしょうか。10割補填は無理にしても、最低でも9割補填に向けて県や国に働きかけるお考えはありませんか。以上2項目について町長にお尋ねいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

福島議員の減災・防災対策についてのご質問にお答えをいたします。1つ目のお尋ねは、防災施設の点検はどこの機関が行っているかについてでございます。江の川堤防は国土交通省の一斉点検が、出水期前と台風期前の計2回実施されております。今年は5月18日に行われ、軽微なひび割れや樹木の繁茂など確認されておりますが、緊急を要する箇所はなかったとのごさございました。この箇所につきましても、日々の河川巡視、パトロールを実施し、経過観察を行っているとのことでもあります。また、島根県においては砂防や急傾斜地、崩壊防止施設など1から3年に1回以上の点検が実施をされております。治山施設についての巡視・点検活動は、日常業務の中で行われており、その中で要観察箇所については再

点検が行われます。県から点検結果について文書で報告はございませんが、情報提供は可能とのことであります。2つ目のお尋ね、工事箇所を進捗率についてでございます。照会しましたところ、率での提示は国、県とも難しいとのことでした。都賀西堤防は未買収区間を除いて完了しており、未買収地につきましては、引き続き関係者と用地取得に向け協議を行い、早期の完成を目指すとのことでもあります。県事業の主な箇所といたしましては、原の谷川砂防事業は本年度実施設計と用地測量を実施し、長藤地区の国道375号の災害防除工事は本年度完了予定とのことでもあります。3つ目のお尋ねの防災施設の陳情や要望の状況についてでございます。江の川河川改修につきましては、江の川下流域治水期成同盟会を通じて明塚、竹、港、潮、山根、響地区の治水計画策定と早期着工を要望しており、引き続き河川整備計画に基づき進めていく予定とのことでもあります。また、急傾斜地や砂防など県事業におきましては、行政報告のとおり、その都度、県へ要望しているところでもあります。また、事業の採択条件につきましては、現地の地形や保全対象の種類や戸数、事業費等の条件によって異なるほか、治山については、更に保安林指定の有無の要件もあり、要望をいただいた後、現地を確認し、該当する事業などについて判断されるとのことでもあります。施工箇所数の制限があるかにつきましては県では予算の範囲内で地元要望も踏まえ、県内の優先順位の高い地区から実施をしているとのことでもあります。町では、多くの要望箇所が存在し、ハード事業が追いついていない現状があり、今後も県、国への事業費の確保を要望してまいります。以上。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

毎年災害発生メカニズムメカニズムとか、現場での対応のあり方とかいう講演に毎年1回は最低出かけております。で、その公共土木施設の点検に私も参加したことが過去にございます。町内の急傾斜地や砂防施設を回りました。砂防ダムのリフレッシュ事業あるいは砂防ダムとかそういう危険箇所への防護柵設置を提案したこともございます。この活動は個人として、今後も続けてまいりたいと思ってるところです。先ほどもご回答いただきました県は1年から3年に1回とかいうこともございましたけども、それに対しまして役場としては全然なくて、そういう住民からの要請があれば行ってみる程度のことなんでしょうか、どうなんでしょうか、お伺いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

ただ今の質問は、治山とか砂防なんかの施設、こちらの方地元から要請があれば、町はどのような対応をしているのかというようなご質問ではなかったかと思っております。住民からの連絡が入りますと、担当課の方で、実際、現地の方確認に参っております。その中で、県の方へまた要望しないといけないもの、こういったものにつきましてはまた県の方へ写

真等をつけまして連絡を取っているという状況でございます。以上でございます。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

日頃の管理がやっぱり大切であって、防災・減災に繋がると思います。そうした中で、原点に戻るんですけども、そういう必要箇所とか採択基準とか色々難しいこともあろうかと思えます。例えば、急傾斜にすれば10戸以上隣の家が50メートルとかいろんな条件があるわけですが、ところが事業によっては色々様々な、例えば治山と砂防とか急傾斜とかいろいろ採択基準が違うということで、なかなか住民さんには分かりにくい。当然私たちも分かりません。そうした中で、あそこの地区はいいなとか、うちらもなったらいいなとかいうお話をちょいちょい聞くもんで、そういう場合はどのように、役場行って聞いて見んさいというしかないわけですけども、そういうような回答をにとっては私たちもいけないと思えます。そこで、あらましの話って結構なんですけど、どのような採択基準があるのでしょうか。お伺いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

大まかなところでの基準でございます。まず治山事業につきましては、これは保安林の指定が必須でございます。保安林の維持のための治山事業というような事業の目的でございますので、そういったまず、指定に承諾をできないところになりますと、そういったものは治山事業は難しいということでございます。それから砂防事業でございます。こちらの方、なかなか詳しくは申し上げることができませんけども、1件当たりの事業費が1億円以上のところ、それから公共施設、学校とか病院とかそういったものがあるところ及び市町村の地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護というようなのが主な要件というふうになっております。急傾斜になりますと、角度30度、傾斜度30度というような場所、これの高さが10メートル以上ないといけないというようなものになっておりまして、町といたしましては要望いただいた箇所につきまして、県の方へ現地を案内したりというようなことも含めまして、実際どの事業が対象になるかというようなところを含めまして相談をして、そういった回答の方を、また地元の方に返すというようにしております。以上でございます。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

ありがとうございました。次に、4月9日の地震によりまして、京覧原、栢谷線が通行止めになりました。4月に開催されました県のある会合で、県の席がちょうど県の方と隣に合わせたという関係もございまして、お聞きしたのですが、県はヘリコプターを出して、非常

に心配してその対策にあたったとかいうこともお聞きしまして、その後また大丈夫ですかというような非常に心配していただいたことがございます。今、そのことを私、知らなくて、ああっというようなことで、返事にしどろもどろしたんですけども、一般的なお話をした程度になったんですが、この箇所の今後の対応について、どのような対策を立てられるのかお伺いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●小田総務課長

ご指摘の京覧原栢谷線の被災現場でございます。こちらにつきましては、町道でございます。この町道の道路区域の被災につきましては、公共災害復旧ということで、来週査定の予定でございます。それ以外、今度、山側の方でございます。こちらの方につきましては、今年度県の方で調査をするというふうに伺っておりまして、対策につきましては、来年の予定というふうに伺っております。以上でございます。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

査定が来月受けられるということで、大変だろうと思います。また山側につきましては、県の方で調査されるということで、その間の今のような形態で道路は置いておくということで、今の土嚢積で置いておくということが当分続くということでもよろしいでしょうか。解釈してよろしいでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

来週、災害の策定がございますけども、その提案等といたしましては、道路上の道路区域上の土砂につきましては撤去を考えております。それとガードレールが破損をしております。こちらの方を復旧をします。そして、道路区域をちょっと外れた山側といいますか、こちらの方につきましては、今使用しております土嚢を再設置をして、再度の流出を防止するというふうに考えて査定を受検しようというふうに考えております。以上でございます。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

1 番目の質問は終わります。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

福島議員、2 番目の T P P イレブンが農業に与える影響はのご質問にお答えをいたしま

す。TPPはアメリカが離脱し、12カ国から11カ国での協定になりました。1点目の美郷町ではどのような影響を受けるのかでございしますが、現在、美郷町独自の試算を行っておらず、昨年12月に農林水産省が発表した農林水産物への影響についてと、今年1月に島根県が行った島根県の農林水産物の生産額への影響についてによらせていただきます。国の試算においては、19品目の農産物を公表しており、特に美郷町に関係した作物資産のうち、米の場合の試算について申し上げます。国の考え方は国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得に影響は見込み難いとしており、島根県においても、県の生産減少額はゼロとして試算がされています。このため、美郷町における米への影響についても考え難いととらえております。2点目の収入保険制度についてでございます。収入保険制度は31年度から運用が始まりますが、畜産については肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補填金を8割から9割に引き上げることとされました。繁殖牛については、現在子牛価格が高止まりしている影響から補給金制度の発動は発行される見通しはない状況でございます。いずれにせよ、どの保険制度も完全に補填を行えるものではありませんが、肥育牛の制度と同じように、8割から9割に引き上げることが必要なことと感じております。しかしながら制度は来年から始まるものでございまして、制度の経過を見守りながら今後対応を検討していきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

米に関しては影響額はゼロではないかという推測、非常にこんなことがあっていいかというふうな感じで驚いております。いいことだなと思います。それから牛の場合で畜産の場合は、またナラシ、牛の特別のナラシがあるわけですが、それは決定したということによろしゅうございますですね。8割から9割上がるということで。それから一般の作物まあどういふことになるか分かりませんが、質問さつきささせていただきましたけども、8割から9割に上げるという、上げてほしいと思う訳ですが、それについて何かの機会を通じて、県や国の方へお話をさせていただくというようなことはお考えではありませんか。再度伺いたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

収入保険制度の補填割合についてのご質問でございます。牛の場合は、今肥育牛の関係が補填割合が8割から9割に引き上げられる見込みということで、ご理解をいただきたいと思っております。昨日TPPが承認されたというのは、参議院で承認されましたので、今日からTPP関連法案の審議をされるということで、その関連法案の審議の中に、この8割から9割補填のものが入ってくるのではないかなというふうに思っております。ただ収入保険制度

への働きかけについては、これから先始まるものでございます。近隣、県とのお考えを聞きながら、一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

そうしたような経営状況中で、私達農業者は、とりわけ農業生産の拡大や、農業者の所得拡大が必要だと私は考えております。これはJAさんが自己改革に取り組まれておられることと一致するわけでございます。1つには多くの作物があり、1つの作物に限定して話することは非常に難しいことなんですけども、稲作について言えば売れる米づくりということで振り目を1.9ミリにする。あるいは現地の気象、気温にあった米を作るということが推奨されてきました。こうした中で、島根米29年度品評会キヌムスメの部において、当町の石原下集落営農組合さんが形質、整粒分粒、水分、異物、品種特性、更に食味値の検査項目を受けられた結果、2年連続の1席に輝かれました。このことは私たち農業を営むものによっては、もう完全に見習う必要があるかと思っております。昨年、美郷町集落活性化協議会を結成していただきました。この協議会を通じて、更に色々な情報を得たいと思っております。今後、町としてどういうことを重点項目として、この協議会に対しやれば会に対し集落営農組合に対して指導されていこうとされてるか、お考えがありましたらお知らせ願います。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

集落営農の今後についてというご質問でございます。先ほどの藤原議員の答弁と重なるところもあろうかと思えますけども、活性化協議会を設立しまして、やはり組織間の情報の共有をしていくことは大切だろうと思っております。その中でも、やはりこれから集落営農組合を維持していくことをどうやっていくかということ、これを考えていかななくてはならないというふうに思っております。法人化への意向、それから規模を拡大していく、生産コストの削減というような研修に、そういうような研修をしてですね、集落営農組合組織のこれからのあるべき姿を模索していきたいと思っております。そういうことを考えられる場にしていきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

ありがとうございます。やっぱり、私もそのような考えを思っておるところでございますが、更に、今法人化への移行という中で、考えていかなければならないのは、青色申告の推進ではなかろうかと思えます。これは法人化すれば当然青色申告必要でございますし、また収入保険が始まろうとしています。青色申告でなければ収入保険にも入れません。青色申告

に対する思いは何かございますでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

青色申告への思いということですが、まず基本的にその組織の財務状況を明らかにしていくと、こういうことを的確に把握することが非常に大切なんではないかなというふうに思っております。そういう意味で法人化をすれば、財産の状況あるいは経営の計画とかそういうものを考えていかななくてはならないと、そこに法人化へのメリットが、それがメリットであるというふうに1つは考えております。青色申告イコール法人化への道というふうな考えでおります。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

青色申告についてご理解をいただきましてありがとうございます。次にもう1つ思うんですが、法人化とか色々組織が大きくなってまいりますと、色々な環境整備ということが必要になってこようかと思えます。で、どんな職場でもそうなんです、今は女性が活躍する場が必要になっておりまして、色んな面で必要だと思ってます。昨日発行されました農業共済新聞の中にも女性の農業員が作業する現場において、機械や何か色々やるんだけど、補助があるんだけど、考えるんだけど、その環境づくりとしてトイレの設置とかですね、そういうような補助が、助成とかいうものがないと。やっぱり女性が働く、働きたいと思うような職場づくりにしようと思ったら、やっぱりそういうところから改善していくべきではないかというコラムが載っておりました。まさにそうだなと思えますし、また非常に今の6番議員さんから言っていただきましたリースハウスの分においても、女性が働く場所として最高の場所でもあろうかと思えます。やはりこれからは女性が働きやすい場所を農業の分野においても必要だと思えます。ご見解をお願いいたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

女性の働く場の農業部門への進出ということだろうと思えます。具体的に言いますと栢谷のリースハウス事業で現場をやっております。そこもやはり、まず女性の方の働く姿が見られます。そういうことで、事務所もありますけどもトイレを整備しなくちゃいけないということで、トイレも整備されました。邑智郡でも一度考えたことはございますけども、やはり農業女子の会というようなものも作っていったらどうかという話も聞こえておりましたが、今ちょっとトーンダウンをしているような感じだと思いますが、非常にいい試みではないかなというふうに思っております。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

先ほどいいましたように、まだトイレが設置してないということがございますが、今、ちょっとお伺いしたのは、トイレの助成なども今後、要綱の中につけ加えていただくことにはなるでしょうか、なりませんでしょうか、お伺いたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

農業の環境整備ということでは1つの必要な施策ではないかなというふうに思っております。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

以上で私の質問を終わります。

●西嶋議長

福島議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午後 12時 03分)

(再開 午後 1時 00分)

●西嶋議長

会議を再開いたします。

通告5、8番・山本議員。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

通告していました1点について質問をいたします。マイナンバーカードの交付が始まってから2年が経過をいたしました。様々な行政サービスが受けることができるICカードであると言われ、交付が始まってすぐに作成しましたが、今日まで、様々な行政サービスを受けたようには思えませんし、提示を求められたり、使用した記憶もなく、メリットを感じておりません。マイナンバーカードはどれだけ必要なカードなのでしょうか。美郷町では、交付状況はどのくらいなのでしょうか。マイナンバーカードの利活用範囲はどの程度なのか、今後どのようになるのかをお尋ねいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

山本議員のマイナンバーカードのメリットがよく分かりませんのご質問にお答えをいたします。マイナンバーにつきましては、平成27年10月から12桁のマイナンバーが通知カードという形で皆様に通知され、翌年の平成28年1月から顔写真入りのマイナンバーカードの交付が始まったところです。本町において先月までに交付をしたカードは455件で、交付率は9.2%でございます。全国平均は10.7%、島根県は9.6%、全国の町村平均は8.9%の交付率となっており、全国の町村平均よりは若干高い状況です。カードの利活用についてでございますが、マイナンバーそのものについては、申請時の添付書類の省略などでのメリットはありますが、カードを持つことでのメリットとなりますと現時点では身分証明、確定申告の電子申告などにしか利用されていない状況です。運転免許証をお持ちでない方にとっては顔写真つきの身分証明として有効制は高いものがあります。今後どのようになるかということですが、国では、民間のオンライン取引やコンビニなどでの各種証明書取得などに利用できるよう進める考えのようです。しかし、民間取引を含め官民連携した取り組みはまだ進んでおりません。なお、厚生労働省では2020年度から医療保険の被保険者証として使用を可能にする方針があり、医療機関での資格確認や専用ホームページでの医療費情報の確認、確定申告での医療費控除申請にも利用可能とする検討を行っています。本町独自の取り組みは現時点では行っておりませんが比較的規模の大きい他の自治体を見ますと、住民票などのコンビニ交付、窓口での自動交付機交付、図書館利用者やカード、母子健康情報サービス、自治体でポイントによる商品券への交換などの活用がされているようすなおコンビニ交付を行うには、多額の費用が発生することかなどから本町の規模ではニーズとコストの面から難しいと考えております。いずれにしましても、これからの国の動きも注視しながら、本町でできる活用策はないか研究はしていきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

お答えをいただきましたが、あんまり利用は高くないということでございます。非常に9.2%ですか、交付率は。非常に少ないということですが、全国平均よりかはちょっと高いということでございますので、少し救われて、嘘か。全国の町村平均でいうとちょっと高いんですか。まあ非常に9%というか、1割も満たないという状況でございますので、あまり利用価値がないといえば語弊があるかもしれませんが、残念な結果になっておると思います。これが導入される時にですね、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるということがありました。先ほどもありましたように、これは結構利用できるのではないかとこのふうには思います。さらに市町村や国などは提供する様々なサービスごとに必要だった複数

のカードが個人番号カードで一体化できるというメリットがある。できるようになる。各種の行政手続のオンライン申請が利用できるようになると。コンビニなどでの住民票や印鑑証明書など公的な証明書を取得できるようになると。いずれもできるようになるという話はあった訳です。大きく期待しとった訳ですが、先ほど言いましたように、私は全く利用した経験がない訳です。それでですね、このカードがどれだけ必要なのかということをお聞きしたいと思ひまして、質問をさせていただきました。で、我々はそれほど必要制がないというか、提示も求められないという状況でありますので、そういう状況の中で、行政としてですね、これが今の段階でそれだけその価値があつて、こうこうこういうようになっておつて、ここら辺が非常に便利になつたんですよというようなもんがあるのか、ないのか、少し担当課の方が分かればお聞かせいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

今、山本議員おっしゃいますように、非常にまだ利用率が低いということでもありますけれども、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

山本議員のマイナンバーカードの件でございますけれども、確かになかなか持つメリットというのが、実際見えていないなというのは、私も感じております。で、現時点では、カードというよりは、マイナンバーそのものにつきましては、先ほど言われたような添付書類が不要なるとかですね、いうメリットも多少は出てきてはおりますけれども、まだまだそのカードを持つことのメリットというのが実際見えてないというところがございます。先ほど、町長も答弁で申しましたように、2年後の2020年からは保険証としても資格確認として使えるということが出てくるようであり、自分の医療情報をマイナポータルという、専用のサイトで番号カードがあれば、そちらから見ることもできるということも出てまいりますし、確定申告、電子申告の方でも、今度はそういった領収書の添付もそこを使えば必要なくなるということが、どうも出てくるようではあります。これ、まあこれからのことなんでも出てくるようでありましてしか言えないんですけども、現時点でカードを持っているメリットとして1つ考えられるのはマイナポータルという専用サイトに入って、自分の色々な情報を見ることができるといふことで、ちょうど私も先日、実は初めてマイナポータルの方に入ってですね、確認をしてみたんですけども、自分の所得の申告の状況とかっていうのが確認ができました。後、行政間で色々なやりとりをされていた場合、もし自分の情報のやりとりがされていた場合はそれを確認することができるということになっております。私の情報については、昨日の時点では何のやりとりもなかったということでもありますけれども、そういったことが確認できるという、現時点ではそういったところぐらいしかございません。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

取得した人がわずか1割に満たないという状況の中では、メリットはなかなか出てこないだろうというふうに思います。しかしこれは、行政としては絶対、いわゆる国はこれは完全に把握したいのは分かるわけですが、町村の業務として、そこまで全部把握する必要があるか。もしくは、これは絶対に全員持ってもらった方が行政を進める上で便利なのか、その辺りの判断はいかがでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

マイナンバーにつきましては、確かに社会保障と税の一体化のところでもありますし、個人が特定できるというところで非常にメリットは、税に関しては出てきているかなというところがございます。ただ、プラスチックの顔写真付きのカードということになりましたら、あくまでも現時点ですけども、それほどということですので、強く強く強くそのカードを作ってくれとは、なかなか今言いづらい状態にはございます。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

やっぱり、先ほどの答弁にもありましたように、やっぱりどんどん利用していく方法を考えないと、だめだろうと思います。私はこれはあった方が、カードがあった方が何かと便利になるんじゃないかというふうには、気はしておりますですね、先ほどのものありましたが、コンビニでの利用ができるか、できんかによって大きく違ってくるのではないかと。全国的にはそれを進んでおるようでございますし、総務省のホームページで見ますとですね、コンビニ交付の関係資料ということで色々載っております、引っ張り出してみたんですが、島根県でも、松江と出雲と浜田と益田と安来市が今コンビニで交付が出来るような状況になっておるようございます。ただ全部の項目でということにはなっていないようですが、そういうことができるようになっております。で、これについては、ある程度支援もしますというようなことも書いてあるんですが、コンビニでの利用をするためには多額の費用が発生するということなんですが、これに国庫補助何かはあるということなんでしょうか。どんなものでしょう。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

コンビニ交付、住民票、印鑑証明それから税の所得証明、課税証明等が今コンビニ交付をされておる自治体がございます。先ほど、議員言われたように島根県内では5市で実施をさ

れております。で、全国的には500幾らだったと思うんですけども、ちょっと今出てこないんですが、523団体ですね、全国では。が取り組んでおるといところです。で、非常に、こういうことができるかと確かに住民の皆様は利便性は向上するというふうには考えます。ただ一方で、かなりの費用が必要になってくるということがございまして、実は以前に試算をしたものがございまして。邑智郡3町で1つのクラウドでやっておりますので、どうしても3町で考えないといけないんですけども、3町で考えた場合にですが、まずイニシャルコストとして導入する場合、およそ3500万必要ということなんです。で、本町分が人口割等いきますと940万ぐらいということなんです。これがイニシャルでございまして。それから、ライニングコストということで、一応、その機械を5年間使うということでしたら、5年間トータルで4990万ということ、5000万のランニングが必要と、ランニングコストが必要ということになっています。これらにつきましては、先ほど議員が言われましたように補助とかということがないかということなんですけども、特交措置で2分の1の特交措置があるということなんです。ただ、上限が6000万ということになってますので、2分の1だけだと上限は6000万までという特交措置があるということなんです。それともう1つ課題がございまして、例えば松江市なんかは住民票の手数料300円、窓口だと300円の手数料です。これがコンビニ交付だと200円ということ、住民の皆さんからとったら非常にコストが安くなっていいんですけども、コンビニの手数料が130円掛かるそうなんです。そうしますと町に入ってくるのは70円ということになるということ、こういった収入のことを考えずに住民サービスの向上という視点で考えていかないと、これをやる場合ですね、と考えております。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

非常にランニングコストも含めて高くつくようですが、ある意味、サービスということになりますと、このことは別にあっても、全員ですか、50%を超すような交付状況になるなら、私は別に問題はない金額だろうと思います。ただですね、今日、あれがありましたですよ、午前中に他の議員からありましたように、10番議員からの質問にありましたようにバスでのですね、利用の時にぼんとうやるとですね、どこから乗って、どこに行ったというのが分かるような格好になるといよいよ交付申請をせんでもですね、200円の交付申請せんでも乗れるというようなメリットもあるわけなんです、そういうことも含めてやっぱりトータル的にあのカードをカードにして、マイナンバーを利用する方法をですね、もう少し考えて見るべきだろうと私は思うんですけど、その他にもまだどんどん利用することがいっぱい考えられると思うんですよ、もう少し考えれば、今のランニングコストもイニシャルコストもですけど、大した金じゃないというふうには思うんですけど、どんなものでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

色々ご提案をいただいております。このマイナンバーにつきましては、カードの交付が住民課が担当ということで、私の方で答弁をさせていただいておりますけども、カード利用ということになりますと、町全庁的に考えていかねなければならないというところで、私1人が勝手なことも申すこともできないんですけども、今、その国の方で色々進めておる中で、各自治体が積極的に取り組みつつあるのが、自治体ポイントというのがございます。これは、例えばですが、自治体の中で色んなボランティア活動をされるとか、参画をされるそこにポイントを与えて、それをマイナンバーのICカードありますけども、そのマイキー部分いう空き容量があるんですが、そこにデータを入れて取り込んでいくと。で、ポイントがたまっていてそれを例えば地域の商品券に変えて町内で買い物ができるというような仕組みなんですけど、このポイント制につきましては、その町内ポイントだけではなくて、例えばマイレージでありますとか、色んな大手のクレジット会社のクレジットカードでたまったポイントをその自治体ポイントに変換をして、交換をして自治体で買い物ができたり、自治体の色んな利用サービスが受けれるという仕組みを今構築されつつあります。実際に既に取り組んでいる自治体もございます。先ほど言われてましたようなバスの乗降車の時にそのカードをかざしてやっているという自治体も出てきているように聞いております。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

総務省の内容をホームページを見とったら、そういうことも書いてありましてですね、色んなポイントが一緒になることができるというのが書いておりましたんで、将来的にはそこへ発展するならば、もう少し交付をカードを作ってもらう人をどんどん増やすべきだろうと思います。できる活用策を研究はしていきたいというような言い方でございまして、研究をしますという言い方ではないわけですし、していきたいと、ちょっと弱いような気がするんですが、もう少し積極的にですね、他のスマホのアプリの利用も含めて、そういうものと一緒に、一色単になるかどうかよう分からないんですが、簡単に1つのもので、何もかも町内の色んなサービスが受けられるようなシステムにするということをですね、やっぱり、小さい自治体ではあるんですが、他所よりかこういうところが便利だよという部分を出す意味でも、少し、もう少し前向きに検討していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

先ほどもちょっと申しましたように、私、住民課だけで、まあ考えれることでもないので、

ちょっと住民課ちょっと中心になりつつですが、研究はじゃなくて、研究していきたいと思っています。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

町長、いかがでしょうか。町長として1つ意気込みを聞かせていただければと思いますが。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

今お話しのようにですね、まだ普及も少ないようですけれども、やはりこれから先ですね、こういうものが、どんどん出てくるんじゃないかということは想像できますけれども、まあ周囲の状況も勘案しながらですね、考えていかなければならない課題であろうかと思っております。以上。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

1つ前向きに検討していただきたいと思います。私もすぐ作りましてですね、これスマホでできるわけですし、ただ、スマホにしますと写真がちょっとうまく撮らんとですね、あんまりきれいな写真になりませんので、顔付の身分証明となりますんで、不細工なことになります。アプリの研修会とか何かをしながらですね、その中にこのスマホで交付申請ができるよという、この講習会を開いてですね、合わせて、増やしして、もうちょっとカードを申請させるような方法をとればおもしろいじゃないかと思うんですが、その辺り、どこが担当になるか分かりませんが、いかがなものでしょうかね。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

ご提案の内容について、まだ考えてみたいと思います。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

まあ、すぐにできることではありませんし、これから、だんだん状況は悪くなってきます。過疎が進んで悪くなってきます。何とか夢がある、住んで、楽に簡単に住めるような世の中にしていきたいというふうに思います。そう意味ではこのカードの利用をですね、利活用を考えて進めていくというのは、ある意味町づくりの1つにもなるんじゃないかというような気も、私はちょっとしておるところでございます。ぜひとも、積極的に進めていただきませうようお願いを申し上げまして、時間は残しておりますが、終わりたいと思います。大変あ

りがとうございました。

●西嶋議長

山本議員の質問が終わりました。

続きまして通告6、7番・岩根議員。

●西嶋議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

7番、岩根です。この度4月9日午前1時32分頃、西部を震源とする地震があり、美郷町も震度5弱の強い揺れが観測されました。この地震により、被害に遭われました方々にお見舞いを申し上げます。そこで、通告しております地震に対する危機管理についてお尋ねします。警戒本部を午前1時58分に立ち上げられたと聞いております。その後ですね、午前7時10分によりやく別府公民館あるいは君谷農村塾のですね、2カ所の避難所を開設されました。その後、他の地域についても開設されましたけれども、深夜の1時ですので、独居の方やお年寄りだけの所帯の対応が遅れたのではないかと思います。また、その後の被害状況の把握などについて、どのようにされたのか。被害状況の調査はいつからどのような形で行われたのか。現在の把握されてる状況についてお聞かせいただきたい。また今後において予期せぬ地震等に対する危機管理体制はどのようにされるのか。また今回の教訓をどのように反映されるのか、お聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

岩根議員の地震に対する危機管理についてのご質問にお答えをいたします。まずは、4月9日の地震発生後の対応についてでございます。町の地域防災計画により、震度5弱の地震が発生した場合は、災害警戒本部を自動設置することとなっており、午前1時32分に災害警戒本部を立ち上げ、以降速やかに各課長の参集や、本部会議の開催、パトロールを実施しております。こうした体制の中で、情報を収集した結果、別府、君谷地域の被害が大きいと判断し、同日午前7時30分に、別府公民館、農村塾を避難所として開設し、その後、開設希望のあった浜原隣保館、みさと館を開設したところであります。ご指摘の避難所の開設時期については、深夜等の状況により開設を判断し、結果的に1名の避難者の受け入れを行いました。被害状況の把握については、発生当日に地域の民生委員さんや自治会長さんに高齢者等の安否確認の協力をいただきました。また、建物等の被害については、当初は被災された方からの報告を受けて、現地確認をあたっておりますが、被害の拡大が懸念されたため、翌日10日に自治会長さんへの被害調査の協力を依頼したところでございます。被害調査については、宅地、農地等の被害調査を10日から、地すべり地域等については県の関係機関による調査と、宅地の応急危険度判定調査を実施しております。その後20日からり災証明書発行に必要となる住家の被害認定調査を実施しております。本部体制の設置は速やか

に行うことができ、被害状況調査についても応急危険度の判定や住家の被害認定調査など関係機関の協力を得ながら進めていく流れを確認したところでございますが、今回の地震により初動体制が重要であることを改めて感じたところでございます。また、今回は被害状況や各種支援制度を住民の皆さんへお知らせが十分でなかったなどの反省点がございます。こうした教訓を踏まえ、今後の対応や取り組みに活かしてまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

ありがとうございます。私がですね、一番気にしていたのは、独居の方等でありまして、実際的にですね、町がどういう形でいたのか、翌日になって独居の調査をされると。聞くところによりますとですね、今の避難所の開設についてもですね、私らの別府地域においてはですね、2時頃にはもう公民館を鍵を開けておられたという、電気もついてたということをお知らせしております。というのはですね、地震が起きて家族で車の中入るとか、された方が非常に多く聞きました。その方達がですね、近くまで行ったら公民館の方が電気がついてたと。こういうことであります。そこら辺のですね、状況は把握されてますか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

役場課長職を参集しまして、対策本部を設け、その後各地域に4班に分かれてパトロールに出しております。その時に別府公民館については、地元の方のほうの準備で開設をしていたというのを連絡をパトロールの方から聞いております。その後、町の方の判断としましては、午前7時ぐらいになりまして、地域担当班の指示を出しまして避難所開設という状況になっております。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

それですね、なぜ早く開設ができないかということなんです。入る入らんは別の問題なんです。独居の方もですね、私も実際、独居の方にあつたんですけども、人に迷惑かけたくないから家におると、こういう言い方をされるんが今の本人が育った家庭の中でですね、出来るだけ、人に迷惑はかけたくないという気持ちは分かるわけですけども、一番心配するのは家におられる方が、側の者が一番心配するわけでありまして、すぐさまでですね、そういう開設をしてですね、放送で流すとすればですね、また方向は変わっていったんじゃないかと思うんですけども、なぜ7時になるまでですね、開設されなかったんです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

深夜2時ぐらいのパトロールということで、真っ暗の中での状況把握でした。それで被害状況等の確認がなかなかできない中で、避難所の方へ移動していただくのがよいかどうかというところを随分こちらの方では考えておまして、それで明るくなってからのその避難所への移動ということを判断いたしまして、その時間帯での避難所開設ということで、放送により皆様方にお知らせした状況になっております。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

状況、状況言われるけども、実際的にですね、震度5弱の影響というのはある程度ですね、危険度が増してるという判断をせなければいけないんじゃないかと思うんです。明るくなってやっと状況を見たら、ひどいなということになってるわけですけども、実際的にですね、独居の方玄関まで出てですね、靴を履いて待っとられたという状況も聞いております。で、実際その方達は自分どうしようかと、または避難所行くまでのですね、過程をどうして行こうかということも考えられたようであります。ここら辺のですね、対応が非常に悪い。1つはですね、皆さん方も新聞で見られたと思うんですけども、三瓶町の志学のですね、自治会が自主防災会いうのをつくってですね、年に1回防災訓練をされて、今回はですね、2時の時点で、もう開設をしてですね、それから2カ所を開設をされたんか。明け方までに75名の方がですね、そこへ避難されたと。こう聞いてるわけですね。で、それらはもう危険度というのが分かるわけですので、ほとんどどちらでも5強ぐらいになってるんじゃないかという振動でした。ですから、特にですね、そういうものを後から確認をして開設するんじゃないかって、開設して何が悪いかという。例えば、そこへ物を持っていくわけじゃないんですよ。そこほど開けてですね、どうぞそこへ避難してくださいという放送をなぜできないかということなんです。本来ならば当然、後からそれがだめになろうが、どうであろうがですね、とりあえず避難場所を確保することと、それから今のように、ここ見てますけど自治会長どうの言うんですけどもそういう深夜の場合、あるいはですね、これから起きようとするんですけども、昼間、昼間の独居の方の対応というのが全くされてないんじゃないかなという気がします。今、ここへ回答いただいております中へもですね、民生委員の方という言い方をされておる。民生委員もですね、自治会に1人おるわけじゃないんで、地域をまとめて見られるわけで、なかなか把握というのは難しいと思うんですね。そこら辺が、今回、全く機能しないというのは私は思ってます。そこら辺どうお考えです。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

岩根議員お尋ねの件につきまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。今般の地震発生に伴いまして、民生委員さんそして議員ご指摘のとおり、民生委員さんは複

数の自治会、地域を担当していらっしゃる関係がありまして、総務課の方とも本部で協議をいたしまして、自治会長さんのお手伝いをいただくように働きかけ、依頼をさせていただいたところでございます。合わせまして、今回特に独居等の高齢者宅にサスケという緊急通報装置を設置をさせていただいております。現在のところ65名、65世帯にこのサスケを設置をしておりますが、このサスケのコールセンターの方でも今回の地震災害に合わせまして、緊急時の体制・対応をとっていただいております。一例を申し上げますと、余震また、二次災害に備えましてコールセンターのオペレーターを増員をさせていただいております、また速やかに安否確認の電話等をしていただいております。そして、コールセンターの方から、翌日10日にはその65世帯の方についての安否確認のご報告も合わせていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

サスケの利用もですね、大変有効だろうと思うんですけども、今回の場合はですね、お年寄りや耳の遠い人が怖いからと言って布団かぶっておられて、何ぼうピンポンを押してもですね、ドアを叩こうがですね、応答がないという状況なんです。今言われたのは、その後、朝になって再確認をして無事を確認されたと判断をします。そこでですね、やっぱり例えばそういう時にですね、親族の方に、サスケで言えば一番先に通報される方ですか、の部分がですね、実際的に、そこの自治会長が全部把握しておればいいんですけども、そうでない場合は、例えば民生委員の方は、その方の一番近い親族の方への連絡方法は分かっているんだろうかと思うんです。この前も私も見たんですが、電話のところへですね、緊急連絡先とこうやって表があるんです。それは確かに、どこどこへと言って、1番目はどこへ連絡してくださいと書いてあるんですが、実際的に、そういう時にですね、鍵がかかって中へ入れられない。実際的にはできないんですよ。こういう対応はですね、今非常に厳しい状況になってるんです。私もですね、たまたま僕の場合は、その方の息子さんを知ったから電話してお宅へ行っておられるのかどうかという確認をしたら、おるから言うことで、裏へ回ってほんなら裏へでも回りましょうということで、2、3人で行ってやったわけなんです。今言うように偶数とか一人ではなかなかそういう場所へは行けない。だから、例えば、今言うように民生委員の方が一人でその家へ歩くということにはならん。やっぱり複数の人間でいかなければいけないという状況がありますし、鍵がかかるという非常に問題点もあるわけですので、そういうことも考えながらですね、やっていかないとですね、昼間はある程度鍵を開けておられるけれども、夜は完全に鍵をかけられて入るところがないという。1つはもう1つはですね、これは民生委員へお願いしなければいけないだろうと思うんですけども、どういところで寝ておられるか。物が落ちるんじゃないかとか、あるいはタンスのねきで倒れたら下敷きになるんじゃないかとか、そういう状況もですね、把握しておかないといけないんじゃないかと思う。だから、あこは、地震が来ても上からつぶれさせにやあです

ね、事故はないというならまだ安心部分もあるわけですけども、そういうところも考えていく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

岩根議員、まず1点目のお尋ねにつきましてお答えをさせていただきます。現在のところ、災害時等に備付けをさせていただくということで、要支援者名簿、災害時におきます要支援者名簿を町の方では備え付けをさせていただいておるところでございます。こちらの名簿の方に掲載をさせていただいております方、同意をいただいております方が、平成30年3月末日現在で466名いらっしゃいます。これらの方につきましては、先ほど議員さんおっしゃいますように、第一連絡先、また第二連絡先といったことで情報提供いただいておりますので、それらの方につきましては、その名簿等の情報に基づきまして確認が取れようかと思っております。こちらの要支援者名簿につきましては、公開することができておりますので、昨年度までのところ民生児童委員協議会さんの方からの情報公開の請求が総務課の方になされておりますし、また吾郷連合自治会さんの方でも連合自治会として情報公開の請求がなされておるところでございます。ですので、名簿に掲載をさせていただいております466名の方につきましては、前民生委員、児童委員の皆様方に、そういった連絡が届いておるといった状況でございます。また、議員お尋ねの2点目でございます。高齢者の方がお部屋の中で、どの部分で就寝をしておられて、布団であったり、ベッドの近くにタンスが置いてあったりといった状況もこれからは把握をしておくべきではないかというお尋ねご指摘でございます。今回の地震災害が深夜帯、1時32分ですか、に発生をしております。皆さん方、おそらくもう床についていらっしゃるという状況の中で、これだけの大きな地震に遭いますと、やはりベッド、床の横にタンス等が置いてあると、それが倒れてそれが高齢者の方を押しつぶすといえますか、身動きがとれなくなるという危険性は私も今回の地震で振り返りの1つとして上げておるところでございます。今後、全庁的にも地震災害を踏まえて、各課でどういった課題があるのかといった場が出てこようかと思っております。そういった中で、私ども健康福祉課といたしましては、独居等の高齢者の方のタンス等が倒れる、それを防止する最近はいろんな金具であったりですとか、総務課の方にも行かれますと、書庫が倒れないように棒が付いたりしておるところなんですけれども、そういったものの設置といったことも検討していかなければならないのではなかろうかと、そのように考えております。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

ぜひそういう調査をしてですね、しっかりとね、独居の方を守っていただきたいのと、独居だけでなく老人世帯の人もですね、ぜひそういう形を進めていただきたいというよう

に思っております。そこでですね、次にですね、やっぱり、私を感じたのはですね、被害状況のですね、調査、把握の仕方というのがですね、回答文書によれば、個人からとそれからもう1つはこちらから自治会長にお願いをしたとこういうことになってるんですけども、こちら辺があいまいになってですね、どうすりゃあいいかという声も聞いたわけですけども、その自治会長はどのような周知で災害時にお願いするようにしてあるんです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

自治会長さんの方から被害報告につきましては、毎年開催しております連合自治会長会議の中で、被害発生時の報告ということで様式を分けまして、役場からお知らせをした時には各自治会から連絡をいただくようお願いをしております。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

連合自治会長会議でそういうことをやられたということでもありますけども、今度の場合の被害状況がどうだったかわからないと言われるのがですね、そもそも深夜で真っ暗なところだということですので、せめて自治会長にはですね、早急にですね、連絡を取ってですね、自治会長も1人じゃとても歩かれませんので、複数で歩いていただいて、即刻報告をいただくような対応というのがね、必要じゃないかと思うんですよ。待つとって、ほいじゃあ言うたからそっちの自治会はこれだけあったと。それから、そういう調査をしない人達がですね、今度後になって、うちもだったということが出てきておるはずなんです。そこら辺の対応というのが、非常にあいまいになってる。確かに道路の災害とかですね、風水害の場合は、そういう場合はある程度ちゃんところがあして言えば、田んぼですか、畑ですか、宅地ですかいうのをやられてるんです。ところがですね、今回のというのはね、得意性があるんなら、ある日突然前ぶれもなくやってくるわけですから、そういう場合の対応というのは、やっぱり考えていくべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

今議員言われますように、今回の被害は建物被害というのが大変多かったため、自治会長さんの方も、どの様式でどういうふうに報告したらよいだろうかという問い合わせをかなり聞いております。今後、地震災害なんかのときの建物被害の報告様式というのを別に設けて、調査報告がしやすいように、今後は改善をしていきたいと考えております。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

ぜひね、いろんな想定をした上でですね、やっていただきたいというように思います。それから、被害状況の調査のあり方なんですけども、人によればいつ来られたんだろうかという疑問をされてる。それからですね、後から誰誰来ましたよと言って、罹災証明とかいってメモが置いてある。ここら辺はどういう形で、そしてまたですね、これ20、20日からかいな。4月20日から歩かれたんです。他所はもう翌日から10日、11日頃からはですね、もう調査に歩いておるんですよ。なぜ、ここの差があるか教えていただけますか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

今回の地震災害の被害調査ですが、大田市の方で調査研修会というものがあまして、その研修会を受講した職員で対応するように今回はしております。その研修会の翌日から今回は調査に出かけておまして、それが4月20日からということになっております。それで、調査に行った際には、まずはその家の方には、まずは声掛けをするよという指導はしておりましたが、一部お留守であったりとか、いう家もあったようでして、調査票を入れて、調査の方を終了をさせていただいたような家庭も実際にはありました。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

そこですね、見ていただいたのは、分かるんですけども、家の方はですね、どこまで見たんだろうかという、非常に疑心暗鬼があるわけですし、自ら自身もですね、果たして、ここは見てもらったんだろうか、ここ見てもらってないんじゃないかという部分が、非常にあると思うんですよ。全部見ました言えるけれども、どの程度見て、それから、もう1つはですね、もう直した後に来られたという部分もあるんですよ。直されるんだったら写真を撮っておいてくださいよと言う、聞けばそういうことを言われる。しかしながら、放送でそういう話は一切ない。ここら辺はどうしてです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

今回の被害調査ですが、屋根それから壁、基礎という3つの部材に分けての調査になっております。それで、まず被害が発生してから約10日後に調査の方開始しておりますので、その間に直される方はなかなかないであろうと思っておりました。仮にその間に修理の方されても、聞き取りをさせていただいてその修理箇所を確認して、被害状況を推計をさせていただいての調査という形で対応の方はさせていただいております。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

だから、僕言ってるのは早急にですね、そういうことを放送で流せはいいじゃないかと。調査が今から入るんだけれども、もし急いで直される場合はこうこうしてくださいよ言う周知がされてないんです。何でもそうなんです。今回の地震に対しては。ごてごてに回ってる。私もそう言ったのはですね、何故かという大田市は、確か鳥取から8名ぐらい応援を入れたのかな。今言われるように、被害の研修を受けてからと。まあゆったりしたもんですよ。けれども、なぜそれがその20日、19日頃までの時間がかかったのかね、早急にすべきじゃないかと思うんですよ。そういうことは。調査をしなければいけないと。もう1つは、どう言いますか、県から来る、この県から派遣される職員というのは、どういう方が来るんです。

●西嶋議長

総務課長

●小田総務課長

大田市で研修会が実施されておりますが、これは大田市の方の研修会がメインのところへ美郷でも被害があったので研修会に参加されませんかという案内を県からいただきまして、急遽、美郷町からも大田市での研修会へ参加をしております。ですんで、研修会の時期としては大田市美郷、同じ時期での研修会への参加という状況になっております。それから、県からの派遣ですが、今日、明日と今、二次調査それから追加調査を実施しております。今回は県の方から4名の方に来ていただいて、調査の方へ加わっていただいております。4名の方で建築関係の方、それから管財の関係の方、そういった、だいたい経験者の方が、今回、県の方からは調査に加わっていただいております。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

県の方の都合がなかなかつかないという話も聞きましたけれども、要はですね、今のよう大田市が研修をする時に、うちが相乗りと言えはおかしいんだが、相乗りしたと。じゃあ美郷町がこういう災害があった時に査定をする時には、どういう考え方でやろうとされてるんです。こういう時の場合の。たまたま今、大田市が研修をやったから、あるいは大田市がそういうものをやらなかった場合の調査というのはどう変わっていくんです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

被害調査は基本は職員で調査を実施するように考えております。今回も研修を受けていただいた方に研修を受けていない職員を同行して調査の方しておりますので、職員の中でもだんだんと調査を進めていくうちに、調査の仕方については慣れていただいておりますのが現在の状況です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

私も時間がないけえ、どんどん言わにゃあ、あれですけども、そういうことをですね、1つは罹災証明の関係でですね、今の災害の関係で一次調査と、それから不服があれば2次調査をという話がありました。2次調査によってですね、1次調査より被害の程度が下がることもありますよというのは、これはどういうことです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

1次調査では外観からの調査ということで、2次調査で内部の立ち入りをさしていただいて、調査の方をするように進めております。それで外部だけの調査、それから内部調査を含めてトータルでの被害の判定をするように調査書がしてありますので、そこでの最終的な判定をしてその判定結果というのは、住民の方へのお知らせをするというように、今現在進めております。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

それですね、罹災証明今送られているんだろうと思うんですけども、それを見て、うちはちょっとおかしいんじゃないかということで、2次調査で、これちょっと例えば災害低いんじゃないですかという判断をされて、2次調査へ入ると。で、2次調査へ入るのにですね、入って当然外も壊れておりゃあ、中も壊れておりゃあですね、壊れておらにゃあ何も言わないわけですけども、壊れてますよということで見ていただいて、何で1次調査により2次調査で下がるのかということなんです。それはどういう場合に下がるんですかということなんです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

今の1次調査2次調査で被害の程度が下がるという事例は余りないようには思っております。調査表の方を確認しますと、2次調査の方がより詳細な調査項目となっておりますので、そこでの最終的な判断で被害の度合いの方を報告させていただくというところでのそういうケースも出てくるというお知らせで、皆さんの方へ連絡しております。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

後わずかしかないんですけども、じゃあもう1つ西部地震に関する支援等というのをこれ配られたですね。美郷町いうて書いてあるが配られたんでしょう。この中にですね、り災証明の発行とか、ごみとかいうのが、全部こういうようになりますよって書いてあるんですけども、じゃあこの災害に対してですね、これちょっと、私が他所の地域の自治体のもんを見てるんですけども、他所はですね、保育所の保育料の免除とか、或いは国保の保険料に対する減免とかいうのが全部書いてあるんです。介護保険料の減免、後期高齢者医療に関する減免、上下水道の水道料の減免とかいうて丁寧に書いてあるんですが、美郷はそれ関係ないけえ出さんかったんです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

今回島根県制度を震源とした地震に関する支援制度という案内文書を各世帯へ配布をさせていただきます。まず、この時点では、まず応急用の関係でのお知らせというように、こちらの方では考えておまして、まず応急用のブルーシートが必要な方には配付をします。それから今度被災ごみの受け入れについてはこういう形で対応をします。住家の方の被害が大きくて町営住宅へ入られる方については無料で入れますとか、そういう初期対応でのお知らせということで、このものは住民の方へ配布をさせていただきます。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

議長僕は5分までですか。

●西嶋議長

2時2分までです。

●岩根議員

これで最後になりますけども、はいじゃ、後、国民健康保険とか介護保険料については後ほど出されるんです。これを周知されるんです。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

岩根議員の国保税の関係の減免の関係でございますけども、正直申しまして美郷町では該当がないということが分かっておまして、あえて載せておりません。国保税に関しては、それから固定資産税に関してでもございますけども。あまり全部情報があり過ぎてですね、迷われるっていうこともあって、簡潔に必要なものだけを今回は載せさせていただきます。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

それじゃあ、最後ですけども、関係ないというのは、自分だけ分かっとして、町民の人は分からないんです。どういう段階の中で対象外になるかということですね、やっぱりそれは町民に知らせるべきじゃないですか。それほど言って、私の質問は終わります。以上です。

●西嶋議長

岩根議員の質問が終わりました。

2時15分まで休憩いたします。

(休憩 午後 1時 59分)

(再開 午後 2時 15分)

●西嶋議長

会議を再開します。

通告7、9番・安田議員。

●西嶋議長

9番、安田議員。

●安田議員

9番、安田でございます。私は、町内の公民館のあり方についてということで、1問ほど通告をいたしました。現在、町内に7館の公民館がありますが、その公民館の中で沢谷、君谷比之宮、都賀行については交流センターということでですね、人的配置がなされていますけれども、別府、都賀については人的配置がなされていないと思います。同じ公民館なのになぜなのか、その訳をお聞きしたいと思います。2点目、この度吾郷と粕淵が新たに公民館として追加されて9館になるわけですがけれども、中身といいますか、館によって違うように思われますけれども、それはなぜなのか。それから、粕淵についてはですね、小さな拠点づくりで建設され、現在され運営されていますけれども、吾郷と一緒にですね、この度公民館ということになるわけですがけれども、冠婚葬祭、別府については今年度、小さな拠点づくりで予定されていますけれども、予算的に見るとかなり粕淵よりも金額が大きいので、ひょっとして冠婚葬祭ができるような規模の確保なのかなということで、その点をお聞きしたい。次に吾郷については公民館の機能を持たせるために連合自治会からですね、改修の要望等出しているところですがけれども、今だに改修されないまま公民館として聞きますと、7月1日に開所式をやるというようなことになっております。とてもそれには間に合うようなことではありませんけれども、この要望しております改修についてですね、早急をお願いしたいということ、この3点をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

安田議員の町内公民館のあり方についてのご質問にお答えをいたします。公民館の人的配置についてでございますが、沢谷、君谷、比之宮、都賀行の4館については交流センターの名称で、合併時に地域住民の利便性向上のためのコミュニティーセンターとして整備をされた施設であります。社会教育の実施期間として、地域住民の学習活動の推進や地域づくりに関わる事業を行いながら、一方では、本庁の担当職員に代わって、各種申請書類を審査して受け付けを行い、戸籍や税の証明書を発行して手数料を収納するなど、役場の出張所としての業務も行っております。公民館業務と出張所業務の2つの業務にあたっているため、2名の嘱託職員を配置しております。お尋ねの、別府公民館都賀公民館に人的配置がないのはという点についてでございますが、別府公民館については君谷公民館の職員が兼務しており、必要に応じて別府公民館に出向き、公民館講座等を実施いたしております。また、都賀公民館については大和事務所に正規職員の公民館主事を1名配置いたしております。交流センターを兼ねた公民館4館と別府、都賀との違いは公民館としての機能の他に課せられている役割・機能の違いがあるためでございます。同様にこのたび新たに公民館となる吾郷、粕淵につきましても、もともと、そこで行われていた活動や今後計画されている事業によって必要な人員を充てていくこととなります。粕淵公民館については、粕淵地域へ連合自治会の小さな拠点事業の計画に基づき、2名の嘱託職員が配置されているため、新たな職員配置は行わず、この2名で、公民館事業も行っていきます。吾郷公民館については公民館開館に向けて、この春から1名の嘱託職員と補助的に1名の臨時職員を配置いたしております。開館後も当面はこの人員で事業を進めてまいります。地域の拠点として定着し、事業が増加した際にはそれなりの人員配置も必要と考えております。また、小さな拠点づくりは、住民主体の話し合いによる合意等を踏まえ、生活、産業、交通といった地域の課題に、地域主体で、持続的に取り組んでいくための仕組みづくりであります。地域主体の取り組みなどを踏まえ、施設の整備等が必要と考えられる場合は、先般、策定しました公共施設等総合管理計画も踏まえ、地域と協議していくこととなります。以上。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

ありがとうございます。今回、こういう質問をした背景にはですね、実は最後に言いました吾郷が、今度公民館として出発するというので、実は吾郷地域で勉強会と言いますか、公民館へ向けての勉強会を教育委員会の方から来ていただいてですね、勉強会をしたところでありまして、その中でいろいろ話している中でちょっと不具合と言いますか、館によって違うんだなということが気がついたので、質問をしたわけでありまして。勉強会の中で、求められる公民館の役割とかですね、目的と言いますか、そういうもんも含めて勉強さしてい

ただいたわけですけども、先ほど答弁中でですね、沢谷、君谷、比之宮、都賀行については公民館とは言いながら、どういいますか、交流センターとしての合併時のですね、時の約束ごとといいますか、いうことで交流センターとして位置づけて人的配置等がなされてるといってございまして。前にも誰かが、どなたかが質問されたことがあると思うんですけども、合併時ですので、既に10年経過しておるわけですけども、それから言えば随分高齢化が進んできてですね、それから人口減も、人もかなり入って来ているというような状況下で、この交流センターのどういいますか、窓口業務といいますか、戸籍とかそういう税関係のことについては、ますます必要になってきたのではないかなというように思っているところであります。そういうことで、例えばですね、教育委員会の方針とすれば、考えとすれば13連合自治会へ1館ずつ公民館を設けたいというようなお話も聞いたことがございまして、そうすると公民館はあれですけども、ぜひそういうことで実施していただきたいわけですけども、仕事の内容なり、そこで先ほどの答弁の中にもありましたけども、中の内容、必要内容によって人的配置なりをしていきたいというような町長の答弁もあったところでもありますけども、私はできる限り同じような条件で、この公民館というものをですね、運営して行っていただきたいという気持ちを持っておるわけでありまして。特に、例えば君谷連合自治会単位では分かれております。そういう中で、君谷には君谷公民館として交流センターがあり、別府は今公民館はありますけども、先ほどの答弁では君谷の交流センターが兼ねてやっているんだということですけども、別府は別府であってしかるべきじゃないかなというような気がしておりますけども、その点いかがなものでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

再質問でございまして、答弁は教育長の方から答弁をいたします。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

公民館の件でございしますが、13連合自治会にすべてに公民館をとということをおっしゃいましたけども、教育委員会が思っておりますのは、町内全域に公民館を公民館を配置したい。先ほどおっしゃいました都賀長藤地域は4連合自治会に都賀公民館が1つございます。公民館というのはあくまでもその地域に応じたような地域の特色にあったように、活動ができるような公民館を配置したいと教育委員会は考えております。潮連合自治会にも公民館がございしますが、都賀行公民館の分館ということで、嘱託職員を配置をしておりません。それと同じように別府も君谷公民館と兼務ということにさせていただいております。この点も合併協議の時にですね、交流センターを町内に4か所ということが決まりました。それに応じて、交流センターと公民館、別々にするのはもったいない。で一緒にということから、窓口業務と公民館業務ということで嘱託職員を2人配置をしております。いくいくは町内

全地域に公民館を置いて、地域の拠点としてその地域が元気になるような公民館活動をしていってほしいというふうに、教員委員会としては考えております。あくまで公民館はすべて同じというよりも、その地域に応じたような公民館をやっていきたいと。あくまでの公民館というのは建物が主ではなくて、公民館活動それを担って人づくりをするのが本来の公民館活動だというふうに教育委員会は捉えております。以上です。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

先ほど冒頭に申しましたように公民館の役割と言いますか、求められる公民館の役割、それから事業の目的等勉強さしていただきましたんで、今教育長が答弁されましたけども、十分そこらは分かっているつもりであります。地域が主体でやっていかななくてはならないということで、我々も吾郷地域の公民館活動を推進委員会というのをやって、その後また運営委員会等々もやったりして、現在に至っておるわけですけども、どういいますかね、今それぞれの地域で、内容でということですけども、1つ、それはその地域地域でしっかり考えることであると思うんですけども、ある意味では、この条例やら規則を見ますとですね、いろいろ書いてありますけども、同じようなその地域地域で異なるとは言いながら、やはり公民館として同じような取り組みをすべきではないかなというふうな気がしております。そういうことで、地域地域によって異なるとは言われますけども、基本的な部分ではやはり公民館としての取り組み方というはあるわけですから、そこらをですね、やはり教育委員会の指導でしっかりある意味では統一されるといいますか。地域地域が主体だとは言いながら、そこらのところは、しっかり指導していただきたいと思っておりますけども、その点についてはどうでしょうか。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

おっしゃるとおりでございます。公民館の中身活動につきましては、どこの公民館も同じように教育委員会も公民館にとって支援をさせていただきたいというふうに思っております。ただ私が申しました建物の箱とか、職員の形態とかは、その交流センターとか分館とか色々形態が違いますが、教育委員会として公民館活動を活発にさせていただく上の中身については同じように考えております。以上です。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

ありがとうございます。もう1点ですね、違う面からですけども、ああいって粕渕、今年度別府というように小さな拠点づくりで事業を進められるわけですけども、事前にちょっとお話聞いてみると規模、建物なので、私はなんか基準、建物建設に対する基準等それか

ら中の間取りとかそういう部分では、ある程度基準があるんじゃないかなというようには思っとたんですけども、そこらの点についてはどうでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

小さな拠点の規模についてですが、特に明確に、この大きさ的なものが定まってはおりません。地域活動を考えていただく中で集まれる人数、それから活動内容等で協議をしていただく中で、粕渕の規模が決まっております。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

今、小さな拠点づくりについては、特に基準といいますか、そういうものはないんだということのご答弁いただきましたけども、私、ここでもうちょっと取り上げとったんですけども、粕渕と別府の今の小さな拠点づくりの予算的なもんがですね、別府については今年度7200万ばかりですか、ということで粕渕に比べて随分金額的に多いなというような気がしたもんで、こういう書き方をしたんですけども、冠婚葬祭ができるようなある程度広いあれができるのかなという気がしたもんですから、こういう書き方したんですけども、基本的に、これから公民館は公民館としての建設のあれもあると思うんですけども、町としてこれから先ですね、地域地域でですね、建設されるのは、その小さな拠点づくりで今後やっつけられるのか、合わせて別府の金額が粕渕よりもちょっと金額が多いという点も含めてちょっとご答弁いただけないでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

まず粕渕と別府の事業費の違いですが、規模的にはほぼ同じぐらいの大きさになっております。粕渕に比較して別府が割高になっておりますのは、別府地域、下水道の整備ができておりませんので、トイレ等の浄化槽の設置、それから粕渕では町有地に建てておりますが、別府の場合ですと民地を予定してございまして、その用地買収費を事業費の中に計上してございますので、粕渕よりも割高となっております。以上です。

(もう1点との声)

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

それと、冠婚葬祭の話ですが、主には葬式会場ということでお考えだと思うんですが、粕渕・別府とも葬式会場の予定での大きさを検討はしてございません。以上です。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

よく分かりました。ちょっと私の認識不足のところもありましたけども、粕淵の場合はですね、一応、冠婚葬祭の場合は隣のみさと館をとということになっておるようですけども、実際、これが建ってから、冠婚葬祭で隣のみさと館使われたことがありますか。ちょっとお聞きします。

●西嶋議長

教育課長。

●漆谷教育課長

みさと館建設されましてから、一応、冠婚葬祭の方で使用されたことは今のところございません。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

粕淵はですね、まだお寺が2件ですか、あるのでそこを大体使われておるのが普通じゃないかというように思ってますけども、地域によっては、お寺がああいつてない地域もございます。そういうことで、私らの方へ耳へ入っておるのは、町いうか、ほとんどこころは、JAがあれされてますけども、冠婚葬祭場をぼちぼち考えるときじゃないかなというようなことを言われる人がいらっしゃいます。そういうことで、地域にまだお寺があるところはいいですけども、ない地域についてですね、1つそういうことも考えていただきたいなというような気持ちがしております。それは要望といいますか、希望でありますんで、あれですけども吾郷についてですね、先ほどの答弁の中にもありましたけども、必要内容によって今後考えていくということで、公民館へ移行するにあたって連合自治会等でいろいろ話をして、教育委員会とも相談しながら改修計画というものを連合自治会として提出した訳ですけども、あまりにも金額をも大きくて、とてもとてもすぐさばるわけにいかないということなんですけども、1つはあそこを免震構造と言いますか、耐震に耐える建物ではないというのが分かっておりますんで、我々もそこらも踏まえて、お願いをしたつもりなんですけども、あまりにもちょっと規模が大きいので、すぐにはというご返答をいただいたところですけども、しかしながら、我々とすれば、公民館として出発するわけですから、中身にもよりますけども教育委員会の指導を受けながら意向に沿うように、しっかり中身も今後ですね、検討をしていきたいというように思ってますし、既に人数を絞ってですね、中身を検討も実はし始めるところであります。そういうことで、建物についてもですね、何とかしていただきたいと思っておりますけども、そこらはどうでしょうか。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

旧吾郷小学校につきましてはですね、以前から地域の皆様のご要望をいただきまして、平成22年に連合自治会の事務所、協力隊の事務所として改修をさせていただいた経緯がございます。今後、公民館として活動をしていただくわけですが、それらの改修についても地元の方からご要望をいただいておりますのも事実でございます。しかし公民館、これから活動を始めて一生懸命していただいて、その活動状況等も踏まえながら、また町の公共施設総合管理計画等を踏まえてですね、今後、検討させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

町の総合公共施設の総合計画等も鑑みて活動の内容も含めてですね、鑑みていきたいという答弁いただきましたので、時間は早いようですけども終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

●西嶋議長

安田議員の質問が終わりました。

続きまして、通告8、2番・中原議員。

●西嶋議長

2番、中原議員。中原議員。

予め時間を申しておきます。60分間申告されてますので、3時43分まででございます。よろしくをお願いします。

●中原議員

2番、共産党の中原でございます。よろしくお願いたします。本日、最後の質問になりますが、議長にご迷惑かけないようにですね、必ず3時43分までに終わるようにしたいと思います。よろしくをお願いします。通告に従いまして、3項目について質問いたします。1つは震災時における高齢者世帯等災害弱者に対する支援策について3点ほど伺います。これにつきましては、先ほど岩根議員の方からも詳細な質問がされまして、執行部の答弁もいただいておりますので、私の方からはザクッとさしていただきたいと思います。まず4月9日午後1時32分に島根県西部を震源とする地震が発生しました。被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また、自治会役員や民生委員さん、職員の皆さんですね、被災状況の把握や支援に大変ご尽力されたことに対しまして心からの敬意を表したいと思います。町内では震度5弱から4とされておりまして、震度5強を観測した大田市と比べると被害の規模は全体としては比較的軽度であったとされておりますが、震源地に近い地区等においては、敷地のひび割れや家屋倉庫等の壁亀裂、崩壊、家具類の転倒、田畑、畦畔の崩れが確認されていることなども多くて、多くの被害が発生しておりました。美郷町では岩根議員も強調されましたけども、ご高齢の方の1人暮らし2人暮らしが大変多い。65才以上

の独居世帯は717世帯あるというふうにも言われてもおりますが、こういうことから見ましてもですね、災害が起きた時、当面の整理や片づけですね、それから各種の事務なども人の手を借りないとまもらないと、こういう状況がありました。私も幾つかの被災された世帯をお尋ねいたしましたけども、不安や不便を訴えられる皆さんも大変多くおられました。平成18年に作成されました、私も今度初めて読まさせていただきましたが、詳細な美郷町地域防災計画がございます。毎年見直しを行って11回にわたって修正が行われてきました。しかしこの間ですね、53回これがこれ作られてから53年。あっ違う。53年前からですね、災害の記録が記されているんですけども、この53年で見る限り、私の見間違いでなければですね、記録に残る地震災害等はなく経過してまいりました。この度の災害を契機にとりわけ地震災害に備えてですね、高齢者、障害者など災害弱者が多いことや限界集落化が進んでいる、こういうことに着目して町の防災対策のさらなる強化をしていただきたい、このように考えます。そこで、3点ほど伺います。1つは、先ほどから言っていましたように、高齢者や障害者など災害弱者の避難行動ですね。あるいは見守り、生活再建、こういうことが自助共助ということで、とかく地域にゆだねられることが多くなりがちであります。高齢化が進んでいる状況、自助共助には限界が生じております。地域の自治を発展させながらも、災害対策基本法で言うように、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するというのは自治体の責務であると。こういうふうに災害対策基本法に謳っておりますが、このことを対策の基本としていただきたい。2つ目には災害直後の生活再建支援に対するボランティアを含む人的派遣、支援は町の責任において実施していただきたい。この度も被災されたご家庭回ってみますとですね、1人暮らしの方などは本当に倒れたタンスを起こすのも、まもらないと。がけ崩れがあってもですね、裏の石垣なんかも直せない。こういうふうな状況があります。一つ一つ人の手を借りなければいけない。従いまして、災害直後ですね、ボランティアを含めた人的派遣、支援というのは、非常に大事な仕事だというふうに思っておりますが、これは災害が大きくなればなるほどですね、大変地域での助け合いは大事ですが、みんなが被害に遭っているとすると、なかなか、お互いに助け合っということだけでは解決がつかない。こういうことも生じることが予想されるわけですから、ぜひこの点ですね、ボランティアを含めた人的派遣についての支援をお願いしたいと思っております。3つ目に今回実施されました町独自の支援策についてですが、更なる拡充をお願いしたいと思っております。特に適用対象ですが、今度は住居に限られるということになっておりまして、蔵や倉庫、敷地の地割れ、こういったところは援助の対象になってない。支援金交付の対象になってない。いうふうに伺っているわけですが、回っていますと、やはり倉庫などもですね、蔵なども住居と一体なんですね。生活用品がいっぱいこの格納してある。で、布団なんかがしまっているところもあります。そういうことからすると、住居と倉庫、蔵をですね、明確に区別する、これは相当難しいんじゃないかと思いましたが、敷地についてもですね、敷地が地割れしているお宅に伺いますと、もう次の余震なんか心配でここに住むのが怖いというふうにおっしゃっています。ですから、地割れなんかのあったところな

どですね、やっぱり住居の一環としてですね、捉えることが大事なんじゃないかというふう
に考えまして、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。2つ目は、潮温泉大和荘
の建替えについて伺います。平成26年度から始まりました建替えについての検討ですが、
平成29年2月に立ち上げられました基本構想検討委員会での9回に及ぶ検討と町議会に
おける議論を得て、今年3月の定例会におきまして7億6500万円、町の予算の1割に相
当する予算が承認されました。6月から解体作業、実施計画などが始まっております。5月
に開催された全員協議会におきまして、私は討論に参加をいたしました。一般会計の1割に
相当する大きな予算であり、町民の理解、支持がどうしても必要だ。法事や泥おとし、新年
会、忘年会などあるいは老人保健事業などに町民に広く利用されてきた。こういう経過から
してもですね、新しく建替えられる施設が町民の癒し、交流など親しみの持てる施設となる
ようにすべきだということに発言いたしました。これに対して、副町長から指摘のとおり
だと。今の大和荘が老人保健施設として建てられた経緯からも、町民が日々の疲れを癒す、
地元の食を味わう、交流できるそういう施設を目指すべきと思うと。ユートピアのように介
護予防事業など町民の拠り所となるそういう機能を持たせるよう進めたい。こういう答弁
を得てまいりました。そこで、次の4点について伺います。1つは前副町長が答弁されたこ
とについて、町長も同じお考えと受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。2つ目
にはヘルスツーリズムということが基本とされているわけですが、良質で湯量豊富、利用者
の人気も高い温泉、これと江川の景観を最大限に活かしたリラクゼーション温泉保養施設、こ
うなるように浴槽の配置ですね、今裏側になっておきまして、一番いいところに厨房なども
配置されてるわけですが、こういうことの見直しや、無料の休憩室なども再検討していただ
けないだろうか。3つ目にはこの施設が将来負の遺産とならないように維持管理費や人
件費等の負担を可能な限り縮小するよう、宿泊定員やヘルスパなどについても、市場調査
を含めて規模・計画等の精査をしていただきたいことでもあります。4つ目に大和荘の建替え
今後の運営等につきまして、節目、節目でですね、町民の意見要望を聞いて取り入れる、こ
のことに十分な意を用いていただきたい。このことをお願いいたします。次に3つ目ですが、
国民健康保険の保険税の減免制度について伺います。4月から、国保の広域化、都道府県化
がスタートします。この制度の最大のねらいは、公的医療費を抑制するための仕掛けづくり
です。国保の構造上の問題の解決に対して、国の責任を回避して、加入者と自治体に責任を
押しつけるもので、加入者の不安も広がっております。私も昨年の7月の初当選以来、9月、
12月の2回にわたりまして国保問題を取り上げさせていただき、町長はじめ執行部から
もですね、前向きな答弁をいただけてきました。今回の定例議会に提案されております国保
条例の改定案によりますと、加入者の負担軽減のための措置が講じられており、このこと
を審議してこられた運営審議会や執行部のご尽力に心から敬意を払うものであります。しか
しながら、私も指摘してきましたように美郷町における加入者一人当たりの所得は依然と
して県下で最も低いものであります。そして、それに対する保険料の負担率の水準、これは
県下で最も高いものになっております。こうしたことから、抜本的な改善には国費の投入が

不可欠ですが、その間の加入者の負担を少しでも軽減するためには、町独自の減免制度が必要だと考えます。子育て支援の観点からも全国知事会も国に要請しております子どもに係る保険料の軽減、これを導入することをぜひ検討していただきたい。このことを申し上げて終わります。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

災害時における高齢者世帯等の災害弱者に対する支援策についてお答えをいたします。4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震により、美郷町内でも住家や宅地の被害が発生しております。近年は、地震による大きな被害はありませんでしたが、県や町の防災計画では、大田市西南方の地震が発生すると、町内では最大震度6強の揺れとなると想定されています。今回、そこまでの揺れではございませんでしたが、その後の余震も発生し、高齢者や1人暮らしの方には不安な生活を過ごされたことと思います。発生当日には、地域の民生委員さんや自治会の皆さんに高齢者世帯等の安否確認にご協力をいただきました。こうした地域の自治による共助の体制は素晴らしく、町の誇りであると考えております。災害対策基本法においては、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、国、都道府県、市町村、住民等のそれぞれの責務が示されております。この法律の下、自助、共助、公助という言葉があり、近年は自助、共助が強調されていますが、公助が重要な位置づけを担っていることは変わりありません。同時に災害時の対応を全て公助で行うことは現実的ではありませんこのため、災害時に、公助の割合をできるだけ少なく、また、直接生命にかかわる部分への公助が効果的に行われることが理想であります。そのために、平時から防災訓練や自主防災組織の取り組みを進めることが必要となってまいります。このことは災害対策基本法にも市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならないとうたわれているところでございます。災害直後の生活再建支援については、各種ボランティア団体の協力を得ることが必要となってまいります。町も、県や社会福祉協議会日赤島根県支部、NPO団体等関係機関と協力してボランティアの受け入れ体制を整えることとなっております。災害規模が大きくなればなるほど災害ボランティアや支援物資の量が多くなってまいります。被災した自治体における人や物資の受け入れ体制のことを受援体制といいます。全国各地での災害発生時には、この受援体制の課題が浮き彫りとなっております。美郷町におきましても、まずは初動体制として迅速にボランティアセンターの立ち上げができるよう関係機関と協議してまいります。被災者生活再建支援金については、今回の地震被害の状況から、住家の小規模被害への支援ができるよう、特別措置として拡充いたしました。これにより、従来は対象とならなかった被害についても、多くの方が対象となる支援内容としたところでございます。中原議員ご指摘のように、今回の地震による被害や対応の教訓を今後の取り組

みや各種計画に反映したいと考えているところでございます。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

どうありがとうございます。昨年秋ですね、町議会としまして、熊本市の視察に行かしていただきました。その時、防災センターの担当者の方がですね、真っ先におっしゃったことは、今回想定しなかった震災であったためにですね、一番大変だったのは全国から色んな支援の方がみえたんだけど、その受け入れ体制、先ほど、受援体制とおっしゃいましたが、これが、ごてごてになってですね、せっかくの支援が十分活かせなかったと、こういう話を真っ先にされました。私、先ほどの質問でも申し上げましたように、ここは、お年寄りの方が多いですから、何か被害に遭われても、ちょっとした片づけをするのにもですね、人の手を借りないとできないと。こういうご家庭が非常に多いわけで、そういう点ではこの体制を整えて、直ちに人が派遣できると、適切な援助ができると、こういうことが極めて大事だろうというふうに思っておりますが、この点について、先ほども触れましたがなかなか地域ですね、十分な援助はできないケースも出てくるのが予想されますので、もしお考えがさらにありましたら、お尋ねしておきたいと思えます。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

今、中原議員から言っていただきましたボランティアの方の受け入れ体制というところですが、なかなかどういった作業をしていただくか、まずそこらあたりの把握から始まって、来ていただいた方にどういう作業が可能かという、まずここで振り分けといいますか、まず受け入れてどういう班編成にするかというところなんかのシュミレーションを町の方で、今後事前に検討していっておかないと、熊本の対応なんかの反省にもありますように、現場での対応が混乱をきたすおそれがありますので、そういうところの対応をしていきたいと思っております。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

先ほど、もうちょっとお伺いをしたこの今回の被災ですね、町が独自に作られた支援のあれがあるわけですけども、1%とか10%とか10%以上20%以下とかあるんですが、この被災の段階別のですね、被害状況の数字が分かりますでしょうか。今、町がつかんでおられる範囲で。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

現在のところの被害状況でございますが、一部破損が2件、それから、小規模破損が56、それからその他ということで、被害の非常に小さいもの、これが10件、それから今日明日で調査をします、まだ未調査の箇所が21ということで89カ所を現在報告をいただいて調査対象としております。以上です。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

一部損壊が2件、小規模損壊が56件、その他が10件とおっしゃったと思いますが、21件というのがありましたかね。小規模損壊というところまでが、援助金の支給対象になってるというふうに伺ってるんですが、ここはこの56件、それからその下の10件、21件というのはそれぞれ対象になるということで考えていいんでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

先ほどの件数でございますが、現在、被害の程度が非常に小さいゼロと判定しているものが10件でございます。それで未調査ということで21件が今日明日の調査で被害の程度を確認をさせていただくようにしております。支援金につきましては、小規模破損ということで被害の程度が1以上10未満の方に一律3万円を現在予定をしております。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

先ほども触れましたが、これは狭い意味での住居に限るということ、そこは変わらないんでしょうかね。とそれとも住居に影響のある部分ですね、その部分はこの対象に含まれないということでもいいんですか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

支援金の範囲でございますが、今回住家のみということで生活支援ということで、住んでおられる建物のみを対象としております。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

それでは、次へ移ります。

●西嶋議長

それでは、町長2問目の答弁をお願いします。

●景山町長

中原議員、2番目の潮温泉大和荘の建替えについてのご質問にお答えをいたします。1つ目のご質問について全員協議会での樋ヶ前副町長の答弁は、事前にお示しした大和荘建替え基本構想を踏まえた答弁であり、私も町民の保養や健康増進等の福祉の向上と地域の活性化に資することを目的とし、地方創生における地域活性化の拠点施設の役割を担う地域の魅力を最大限に活かし、発展に資する施設と考えております。2つ目のご質問についてでございます。温泉施設の維持管理では、冷泉から加温をした温泉を効率よく供給できる設備が重要になりますが、基本設計では温泉スケール、いわゆる湯の花の管路内の付着が課題となっております。温泉成分が多いほど湯の花の量は多くなり、大和荘の泉質は良質なため、湯の花も多く発生します。このため、できるだけ管路が短く、加温設備から近接する場所を選定すると山側のエリアとなり、同時に加温をした温泉も熱を逃すことが少なくなるという利点も生じてきます。温泉からの眺望の魅力ということもございますが、3つ目のご質問の中にもありますよう今後の維持管理費の低減を図るものであり、ご理解をいただきたいと存じます。もう1つの無料休憩室は温泉施設内に設けることとしているところでございます。3つ目のご質問でございます。維持管理費については、温泉施設にかかる光熱水費が、設計時には重要な要因となります。熱源の施設について、原料の価格はもちろん、簡易な設備で不具合の少ない施設を選定することにしております。また、太陽熱や太陽光パネルなど費用対効果の高い再生エネルギーの活用も併せて計画してまいります。人件費については、宿泊施設としての効率的な業務手順とすることが、人件費の削減につながることから、実施設計において工夫をすることとしております。一方で、今後さらに過疎地の人手不足が懸念されるなかで高いホスピタリティサービスを提供するためには、ただ賃金を抑制するのではなく、人件費総枠での最適化を目指したいと考えております。宿泊やヘルススパの面でも市場のニーズや動向を踏まえ、大和荘で体験できる魅力を高め、弱点である交通アクセスの不便さを打ち消すような魅力ある施設を目指していきたいと考えております。大和荘は、これから長く、この地の看板となる観光施設の役目を担うと考えており、議員ご指摘の将来の負の財産とならないよう、検討してまいります。4つ目のご質問について町民の意見や要望については、基本構想、基本設計を本庁舎等で閲覧、ホームページへの掲載などで公開し、ご意見をいただき、反映できるものは積極的に取り入れ、実施計画や今後の運営に活かしていければと考えます。以上。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

一番最初に町長さんの大和荘建替えに対する基本的なお考えをお聞きしまして、これを受け止めたいというふうに考えております。そこで可能な限り、町民の皆さんの意向やですね、反映したそういう施設にしていかなければいけない、つまり、もちろん外のお客さんのことも大事なんですけども、やっぱり町民の皆さんが本当に使いやすいと、町民の皆さんが

あそこに行ってみよう、ここで疲れを癒したいと、こういう施設にしなければいけないというふうに強く思っておりますので、宿泊にかなり趣きも重点も置いてある感じを基本設計の段階に受けるんですけども、そうではなくて、もっと、この保健施設などとしてですね、地元の方が使えると、ここに今後とも一層力点を置いていただきたいと。私もこの質問をするにあたりまして、多くの皆さんにですね、ご意見を伺う機会を作りました。そして、そういう方々から口々に出されるのは、やはりこの町民の意見をですね、よく聞いてもらいたいと。こういう声が非常に強かったんです。ですから、もうかなり基本設計ができておりまして、実施段階に入ってきていますから、色んな限界はあるんだと思いますけども、工事の進展具合だとか、全体の進行状況の節目、節目でですね、きちっと町民の皆さんに経過を報告をして意見を伺うと、このことを一層力点を置いていただきたいと、このように考えております。それで、ここで触れております浴槽の位置については、もうあの形で動かせないという段階なんではなかね。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

先ほど町長の答弁にもありましたように、温泉施設であるがゆえに熱源のところが非常に施設の運営するにあたって、重要なコストの部分というふうに考えております。この泉源についてはご承知のとおり、施設の後ろ側にあるそのものを加温をしまして、施設に引き入れる際にですね、なるべく短い距離というのが好まれるということと、もう1つこのスケールと言いまして、湯の花がすごくこの施設は多いです。そのスケールがですね、付着することが色々と設計業者と他の施設の方にもちょっと聴取しましたところ、あのスケールの問題がですね、一番厄介な問題で、一番頭を悩ますところだと、要するに、その距離が長ければ長いほどきちんとした温度管理ができないであるとか、それに伴って湯量が少なくなるとかいうことで、非常にデメリットが多いということで、今回は先ほど答弁ありましたように眺望との兼ね合いもありますが、位置的には一番そういったデメリットの少ない位置を選定したいということで、現計画を考えております。以上です。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

スケールの問題は、やっぱり温泉の管理の中で非常に大事なところでありまして、経費にも大きく関わると考えていますが、一番の問題は温泉が出たところから使用するところまでですね、温度を下げないことが一番大事だと思っているんですけども、温度が下がるとそれに従ってスケールができるわけですから、その管理を十分するということが動かす、動かさない別にしてもですね、湯を給湯する際の途中の温度管理がですね、非常に大事だということをおし上げておきたいと思いますが、可能な限りですね、入浴しながら、その江川の景色ですね、楽しめるような工夫をしていただくことを改めて要望しておきたいと思っております。

れから、時間が。次に移ります。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

中原議員 3 番目の国民健康保険の保険税の減免についてご質問にお答えをいたします。中原議員ご指摘のとおり、国保加入者の所得は低く、保険料の負担は大きなものがあります。これについては、国を挙げての抜本的な改革が必要と考えます。議員言われるとおり、子どもに係る均等割を軽減するよう、全国知事会のほか全国各地の議会などから、国に対して要望がなされているところであります。国の制度改正が行われるまでは、町独自の軽減策を講じてはどうかということでございますが、このたび議案提出をしております国保税条例の改正案では、低所得世帯に配慮をし、負担の軽減が図られるような改正案を提案させていただいております。また、国の税制改正により、世帯割、均等割の軽減範囲も拡充されていますので、かなりの負担軽減になるものと考えております。一方で、県の広域化の協議の中で、減免規定についてできるだけ統一化を図ろうという動きがあり、新たに町独自の減免制度を創設することは難しい状況にあります。仮に減免制度を設けるにしても、制度設計はもちろんです、県内の影響、財政的な影響など、多方面にわたって研究していかなければなりませんので、現時点におきましては研究事項となることをご理解いただきたいと思います。以上。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

国保については、先ほども触れましたように、これまで2回、この議会の場で取り上げさせていただいてきましたが、この美郷町の置かれてる状況はやっぱり、特に深刻といいますか、大変だと思っております。そこでまず町長からおっしゃっていただきました今回、この会議に提案されております条例の改定でですね、改定案これが通ればどういうこの具体的な改定内容になるのか、そこについて、少し具体的に説明していただければと思います。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

議員おっしゃられますように、これまでの定例会の一般質問でも、ご質問いただきまして、町の状況等色々見てまいりました。その中でご指摘のとおり、本町の国保加入者の所得が島根県で最下位と、一番低いという状況でございます。他町村と比べましても、かなりの開きがあります。島根県内におきます一番高い地区と比べても50万ほどの開きがあるということでございまして、非常に低所得者世帯の負担が高いということが見えてまいりました。このたび改正の提案さしていただいておりますのは、そういった世帯も含めて全体にでございますけれども、所得割、均等割、世帯割を全てについて減額をする改正案を示させていた

だいております。これによりまして、ちょっと町の一般財源の負担というのは高くなってまいることが想定はされます。現行のものと、現行の税率でいった場合と比較して単純にですけども、他制度からの交付金とかをまず加味せずに、単純に比較した場合は1300万程度の減収になるというふうに考えておりますので、こちらが一般財源からの持ち越しということも想定されるということで考えています。基本方針としましては、そういったことも低所得者世帯に配慮をした税制改正を思い切って今回は行ったということでございます。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

町の持ち出しについては、よく分かりましたが、被保険者の方に対してですね、どういう具体的なメリットというんでしょうかね、どういう減額が行われるのか、分かりますでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

被保険者の方にしてみますと、一人当たりの保険料というところが一応目安になると思っています。一人当たりの保険料につきまして、今回減額、軽減適用後のものになりますけども、29年度で8万2310円。一人当たり。これが今回30年度では本算定時点のものになりますけども、6万8823円ということになります。かなりの減額ということになります。(1万4000円ぐらいですかねとの声)

●高橋住民課長

そうですね。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

今回かなり思い切った一人当たりの減額をですね、していただいたというふうに私も認識しておりますが、一般会計からの繰り入れをさせないというのが国全体の方針になっていまして、今度の都道府県下もそういう監督をですね、県にさせてチェックしながらですね、できるだけ繰り入れをさせないというのが、国の考え方だと思うんですが、しかしここへ来てこの都道府県下によって一般的にはものすごく保険料が上がってしまうと。こうなると、うんと批判も出てですね、なかなかもたないということもあって、国の方も色んな考え方を新しく述べてきているんですけども、この一般会計からの繰り入れについてですね、厚生労働省が解消すべき繰り入れとそれから続けても良い繰り入れというふうに2つに分けてですね、若干、こう緩和的な考え方を取っているんですが、今回取られた措置は、この続けても良い繰り入れの方に入ると思ってよろしいわけですか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

続けても良い繰り入れという考えは持ってはいないんですけども、基本的なところで、所得に対する負担率というのを、やっぱり20%を超えるのは問題だというところの結論の中から、20%を切るところに設定をしていくと。で、これを続けていくとどうしても一般財源の繰り入れが出てくるだろうということです。ですので、こちらの所得に対する負担率というところを、まず重きに置いて、ここをできるだけ崩さないようにしていこうということでございます。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

この前の議案説明の中で、今回の措置をとることによって、所得に対する保険税の割合が18.7%ですかね、18.7%にまでなるというふうにお答えいただいているんですけども、ご説明いただいているんですが、これ従来どおりですね、今回の改正を行わない場合はですね、どのぐらいの負担率になったんでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

議案質疑の際にもご説明させていただきましたけども、現行のままでしたら22.2%でございます。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

5%ぐらいの引き下げになりますかね。かなり引き下げに努力をしていただいで、本当にありがとうございます。美郷町の場合は、何回も言われますように、所得が低くて保険料がまあそれほど高くはないんですけど、所得が低いためにこういう事態になるというふうにご説明いただいできたんですが、美郷町のそういう所得が低いということに着目してですね、加入世帯の平均所得ですね、この美郷町の場合は推移的には、経過的にはどういうふうに変化してるのか、上がってるのか、下がっているのかも含めて。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

加入者の一人当たりの所得ですけども、今ここに記録があるのが、平成23年度からでございます。平成23年度が一人当たり41万4000円。年度省略しますけども、続けて42万4000円、41万2000円、39万1000円、38万2000円、37万500

0円、29年度が38万3000円。今年度が、本算定時点になりますけども34万7000円ということで、徐々に下降傾向にあるというところです。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

今の平均所得が、かなり下がってきているということだと思んですが、これ平均といいますから、美郷町で国保に加入されてる世帯のですね、状況に変化が起きてるんだと思んですが、美郷町の国保加入者の世帯別構成でですね、これの変化が分かりましたら教えていただきたいと思んです。実は以前にもちょっと触れたことがあるんですが、国全体で見ますと当初はですね、農業者とか自営業者とか、こういう収入のある方の割合が7割から8割あったと。当初、発足した当初はですね。ところがこれが逆転して、今は年金者等のこの収入のない方、それから非正規労働者ですかね、一般の会社の保険に入れないと、こういう方の割合が7割ぐらいになってきているというのが、全国的な傾向で、ここが最大の要因だというふうに、国保問題の困難の最大の問題だというふうに思ってるんですが、美郷町はこの全体所得が低いというのは、この割合がもっと深刻なんですか。全国平均に比べて。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

明確にお答えができればいいんですけども、実はそういう統計がございませんで、確かに全国的には農林水産業とか自営業、被用者その他無職というような分類がされた統計がございます。県の方にも問い合わせをしたんでございますけども、県の方も、全国へ出しているデータはどれも支部で抽出をしたもので出しているということで、各市町村ごとの統計は取っていないということでございまして、大変申し訳ありませんが、データの方がそちらの方はございません。ただ、ちょっと人口構成で見ますとですね、大体わかるんですけども、1075名の加入者ございますが、現在ですけども65歳から74歳のところで675名いらっしゃいます。割合にしますと63%の方が、その10年間のところにいるということで、年金で生活をされている方が、まだまだ働いてる方もいらっしゃいますけども、ほぼ年金で生活されてる方が63%というところです。で、15歳から64歳のところで33.4%でございますので、収入を得ている世帯が非常に加入者として少ないという状況でございます。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

これは、こういう構造的変化は、それぞれ市町村の責任で起こったことでもありませんし、加入者一人一人の責任で起こったことでもないわけですね。大きな社会的な構造変化が、こういう国保加入者の構成に反映して、それが国保財政の最大の困難になっているわけですが、国はここに対する国の国庫負担をですね、減らして、自治体や個人にこの犠牲を転嫁し

てきたと。ここが今の国保問題の最大の問題だと思うわけで、ぜひこれをですね、直していかなくちゃいけない。で、これは全国的な課題とと思っているわけですが、そういうことをする上でもですね、それぞれの自治体が懸命に努力して保険者を守っていることを示していくことは必要じゃないかというふうに思っています。で、さっき、1075名が加入者と言われましたが、この国民健康保険というのは、ほとんどの国民がですね、1度はお世話にならなくちゃいけない保険になってると思うんですね。退職すれば、ほとんどの人はこの国保に入るわけですから、後期高齢者医療に移るまでの間は大体国保に入ることになりますと、ここの影響っていうのは、非常に大きいわけで、ぜひ今、町も財政的にそれほど余裕がない中でですね、国保に予算を使っていくということの大変さも分かるわけですが、それだけに、今いろんな努力をしてもですね、町の国保の加入者を守っていかなくちゃいけない。こういう時期だろうというふうに思います。そのことは、全国的な世論にも広がっていくというふうに思っておりますので、今回提案をいたしております町独自の減免制度ですね、特に子育て世代に対するこの減免の問題について、今回ご提案しているわけですが子どもが被保険者ですね、子どもさんの被保険者の数が、第1子がどのくらいおられるのか、第2子はどのくらいおられるか、第3子以下はどのくらいおられるのか、ここの数字が分かりますでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

国保加入者ですけども、18歳までのところでございますが、第1子が11名、第2子にあたる方が11名、第3子の方が7名ということで、合計29名の方が加入されております。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

その方々ですね、29名、まあ現時点の話ですが、この29名を減免をするということになった場合ですね、それぞれどのくらいの予算、まず29名全員をですね、減免した場合ですね、どれだけの予算が必要なんでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

まず減免の流れですけども、実施する場合ですが、まず先ほどの所得による軽減が先に参ります。それが終わった後に、それから今度この対象の方を減免するということになると思いますけども、仮に、全額を均等割部分を全額減免をしたという場合は、29名全員で15万6000円という試算でございます。2分の1減免で78万3000円、3分の1で行った場合は52万2000円ということでございます。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

今この29名ですね、お子さんの減免を行った場合に156万円の予算が必要だというお答えだったわけですが、これにやって負担率はこれを減免した場合ですね、負担率というのはどのくらい下がるのでしょうか。全体の。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

先ほど所得に対する負担率ということだと思いますけども、そんなに大きくは下がりませんで、例えば18歳までの子ども均等割りをすべてやった場合であっても、18.24%。先ほど18.7%ですので、18.24%になるというところでございます。

●西嶋議長

中原議員。

●中原議員

お約束しました43分に近づいてきておりますので、終わりにしたいと思いますが、今、全国的にですね、この子どもさんの均等割を削減する独自措置をとると、こういうところは少しずつですが、今増えてきているんですね。それはなぜかと言いますと、1つは先ほどちょっと触れましたけども、繰り入れが仮に生じたとしても、解消すべき繰り入れと、続けても良い繰り入れ、厚生省の持っている判断だと思うんですが、これからいいますとですね、続けても良い繰り入れの部分になるわけですね。といいますのは、これ言っていると長くなるから。そういう点でですね、今、全国知事会もですね、2015年にも申し入れておりますが、去年の7月にも、国に対する社会保障予算の見直しの問題で、全国知事会が一致して申し入れてる中に、子どもの均等割の軽減、それから障がい児者やひとり親家庭の自治体の医療費無料化に対するペナルティも、これをなくすようにとか、子どもの医療費の無料化を国の制度とするようにとか、こういう提言をですね、国の方に、全国知事会として上げています。そういう点では、今、子どもさんの保険料負担を減らすというのはですね、立場の違いを超えて、全国の首長さんですね、やっぱり共通の要求になってきつつあると。それで、そういう点からいうと、後押しもあると、この措置をやってもですね、ということ、それからもう1つはこの美郷町は子どもの5つ星ということでやっているわけですが、さっき言いましたそれほど多くない予算をつぎ込むことによってですね、この子育てに対する優しい町、このことを広く示すことができると、おそらく島根県内でこのことを実施すれば、町村ではトップになると思いますので、そういう点からするとですね、政策的な効果も大きいと思いますので、先ほど町長さんの回答の中でもいろいろ触れられましたけども、研究の課題というふうにおっしゃったわけですが、ぜひここはですね、英断をしていただいてですね、ぜひ美郷町をですね、国保の面でも子どもさんに優しいというところを示していただくよ

うに、私の方で強調いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。
1分ぐらいオーバーしたかな。ごめんなさい。

●西嶋議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、明日15日金曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 3時 43分)